

平成23年12月19日（月）開催

## 総務委員会会議順序

開議時刻 午前10時  
会議室 総務委員会室

### ○開会

#### 1 付託事件

- (1) 議案14件（別紙）
- (2) 請願2件、陳情3件（別紙）

#### 2 協議又は報告事項

- (1) 委員会発議案について
- (2) 閉会中の継続調査事件について
  - ・ 行財政運営の改善合理化について
  - ・ 私学教育の振興について
  - ・ コミュニティ事業の推進について
- (3) 県税の滞納整理の状況について
- (4) 「特定非営利活動促進法施行条例等の一部を改正する条例（案）」に係るパブリック・コメントの実施について
- (5) 「中山間地域の買い物に関する集落調査（速報版）」の概要について
- (6) 頑張る地域応援事業の第2次採択について
- (7) 県内各市町村の移住・定住の促進に係る主な施策について
- (8) その他

### ○次回委員会

平成24年1月13日（金）午前10時～

### ○閉会

## 意見の聴取について（案）

（環境文化保健福祉委員会、産業労働警察委員会、農林水産委員会、土木委員会の意見を求める。）

議案番号	件名	関係委員会	摘要（主務課）
議第96号	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	総務	地方分権推進課
	<ul style="list-style-type: none"><li>・墓地等の経営の許可等に関する条例の一部改正等に関する部分</li><li>・知事の権限に属する事務のうち新見市が処理することとしている事務に関する部分</li><li>・知事の権限に属する事務のうち特定の市町村が処理することとしている事務等に関する部分</li><li>・公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例の一部改正等に関する部分</li></ul>	環境文化 保健福祉	環境企画課 環境管理課 保健福祉課 健康推進課 医薬安全課 障害福祉課 生活衛生課
	<ul style="list-style-type: none"><li>・知事の権限に属する事務のうち倉敷市が処理することとしている事務に関する部分</li></ul>	産業労働 警察	企業立地推進課
	<ul style="list-style-type: none"><li>・知事の権限に属する事務のうち各市町村が処理することとしている事務に関する部分</li></ul>	農林水産	農村振興課
	<ul style="list-style-type: none"><li>・知事の権限に属する事務のうち特定の市が処理することとしている事務等に関する部分</li></ul>	土木	都市計画課 建築指導課
上記に関連する請願陳情			

(環境文化保健福祉委員会の意見を求める。)

議案番号	件名	関係委員会	摘要(主務課)
議第97号	知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例  ・知事の権限に属する事務を処理することとする市町村に真庭市を加えることに関する部分等	総務 環境文化 保健福祉	地方分権推進課 保健福祉課 子ども未来課 障害福祉課 長寿社会課
上記に関連する請願陳情			

(環境文化保健福祉委員会、農林水産委員会、文教委員会の意見を求める。)

議案番号	件名	関係委員会	主務課
議第100号	岡山県心身障害者扶養共済制度特別会計条例等を廃止する条例  ・岡山県心身障害者扶養共済制度特別会計条例に関する部分  ・岡山県農林水産総合センター農業研究所実験農場特別会計条例に関する部分 ・岡山県就農支援資金貸付金特別会計条例に関する部分  ・岡山県立高等学校実習経営特別会計条例に関する部分	総務 環境文化 保健福祉 農林水産 文教	財政課 障害福祉課 農政企画課 農産課 財務課
上記に関連する請願陳情			

## 総務委員会

1 議第74号 平成23年度岡山県一般会計補正予算（第3号）

第1条第1項

第2項「第1表歳入歳出予算補正」

歳 入 全 般

歳 出

第2款 総 務 費

[ 第8項 県民生活費 を除く ]

第2条「第2表繰越明許費補正」

追 加

第2款 総 務 費

第3条「第3表債務負担行為補正」

1 追 加

・岡山県岡山国際交流センター管理運営委託

第4条「第4表地方債補正」

2 議第75号 当せん金付証票の発売について

3 議第78号 第3次おかやま夢づくりプランの策定について

4 議第80号 岡山県岡山国際交流センターの指定管理者の指定について

5 議第96号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

6 議第97号 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

7 議第98号 岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

8 議第99号 岡山県税条例の一部を改正する条例

9 議第100号 岡山県心身障害者扶養共済制度特別会計条例等を廃止する条例

10 議第108号 平成23年度岡山県一般会計補正予算（第4号）

第1条第1項

第2項「第1表歳入歳出予算補正」

歳 入 全 般

歳 出

第1款 議 会 費

第2款 総 務 費

[ 第1項 総務管理費 ]

第1目 一般管理費 営繕行政職員費

第3項 地方振興費

第1目 地域振興総務費

第10項 環境費

を除く ]

第3款 民 生 費

第1項 社会福祉費

第8目 人権施策推進費

第8款 土 木 費

第4項 港 湾 費

第3目 空港管理費

1 1 議第109号 平成23年度岡山県営電気事業会計補正予算（第1号）

1 2 議第110号 平成23年度岡山県営工業用水道事業会計補正予算（第1号）

1 3 議第111号 岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例

1 4 議第112号 岡山県税条例の一部を改正する条例

(另付系氏)

## 総務委員会請願・陳情一覧表

### ○処理済み分 2 件

付託委員会名	総務委員会						執行機関に対する措置 送付 回答	
	受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の意見		
陳情第2号 (23.4.18)	赤磐市桜が丘西6-21-7 大月 博晶	バス共通ICカードHarecaの宇野バス等未導入事業者の導入促進に関することについて						
陳情第6-1号 (23.6.13)	岡山市北区蕃山町4-5 日本会議岡山 議長 竹内 洋二	岡山県内の公共施設での国旗の常時掲揚と岡山県内の公立学校の教職員に国歌斉唱時の起立を義務づける条例制定を求めるについて						

### ○新規見分 3 件 (請願2件、陳情1件)

付託委員会名	総務委員会						執行機関に対する措置 送付 回答	
	受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の意見		
請願第8号 (23.11.30)	岡山市中区西川原255 ゆきとどいた教育をもとめる岡山県民の会 会長 岡村 真沙子 署名者25,058人	私学助成を大幅にふやすことを求めることについて	森脇 氏平					
請願第12号 (23.11.30)	岡山市中区西川原255 岡山県私学助成をすすめる会 会長 小橋 操 署名者122,383人	私学助成政策の抜本的拡充を求めることについて	森脇 氏平					
陳情第14号 (23.11.14)	岡山市北区青江1-22-33 社団法人岡山県トラック協会 会長 新見 健	運輸事業振興助成補助金の確実な交付について						

# 請願・陳情

平成23年12月19日

總務委員会

付託委員会名	総務委員会						執行機関に対する措置 送付	回答
	受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の意見		
陳情第2号 (23.4.18)	赤磐市桜が丘西6-21-7 大月 博晶	バス共通ICカードHarecaの宇野バス等未導入事業者に導入していただきたい。(公共交通利用促進のため)	バス共通ICカードHarecaの宇野バス等未導入事業者と未導入事業者がほぼ同一路線を走っているところでは、2枚のバスカードを持たないといけなくなったので、利用者は大変不便を強いられている。					

[陳情の内容]

(陳情趣旨)

バス共通ICカードHarecaの宇野バス等未導入事業者に導入していただきたい。(公共交通利用促進のため)

(陳情理由)

平成20年9月30日をもって、磁気カード式の岡山県共通バスカードが廃止され、ICカードHareca(両備グループ系、下電バス、中鉄バスの国立病院・免許センターなど国道53号線方面の岡電バスとの共同運行路線)とその他各社単独の磁気式バスカードに分裂した。

そのために、例えば、三野一法界院駅前一表町(天満屋)一岡山駅間と二本松東(岡電高屋)一県庁一表

町一岡山駅間などHareca導入事業者と未導入事業者がほぼ同一路線を走っているところでは、2枚のバスカードを持たないといけなくなったので、利用者は大変不便を強いられている。

またHareca導入車両では、PiTaPa(阪急、阪神、南海、近鉄、京阪など関西の私鉄)が使えるし、そのPiTaPaとの相互利用で、JR西日本のICOCAも使える。また、新聞等の報道によると、平成25年春をめどに、PiTaPaとICOCAに加えてSuica(JR東日本)やPASMO(東急、東京メトロ、都営地下鉄など関東の私鉄)やmanaca(名鉄、名古屋市交通局など)、TOICA(JR東海)、Kitaca(JR北海道)、SUGOCA(JR九州)、はやかけん(福岡市交通局)、nimoca(西鉄)が加わる予定なので、利用者にとって大変便利である。

執行部意見

(県民生活部県民生活交通課)

共通ICカードの導入は、運賃支払いがスムーズ(非接触型)になるなど、利用者へのサービス向上及び公共交通の利用促進に繋がることから、岡山県では、平成17年度から平成19年度までの3年間、(社)岡山県バス協会等が実施する共通ICカード導入事業に対し、国や関係市町と協調して補助を行い、岡山電気軌道(株)、下津井電鉄(株)、両備ホールディングス(株)及び中鉄バス(株)(岡山電気軌道(株)との共同運行路線)に導入されている。

すべてのバスや鉄道で共通のICカードが利用できることは、公共交通の利便性向上に繋がるが、一方で、乗合バス事業者に多額の負担が生じることとなる。

付託委員会名	総務委員会							
受理事番号 (受理事年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の意見	執行機関に対する措置		
						送付	回答	
陳情第6-1号 (23.6.13)	岡山市北区蕃山町4-5 日本会議岡山 議長 竹内 洋二	岡山県内の公共施設での国旗の常時掲揚と岡山県内の公立学校の教職員に国歌斉唱時の起立を義務づける条例制定を求ることについて						

〔陳情の内容〕

(陳情趣旨)

平成23年5月30日、公立高等学校の校長が同校の教諭に対し卒業式における国歌斉唱の際に国旗に向かって起立し国歌を斉唱することを命じた職務命令が「内心の自由の侵害」にあたると教員が訴えた事例について、最高裁は上告を棄却し、国歌斉唱時の起立命令は憲法第19条に違反しないとの判決を下した。

また大阪府議会では、去る6月3日に、府内公共施設での国旗の常時掲揚と府内の公立学校の教職員に国歌斉唱時の起立を義務づける全国初の条例案が、府議会本会議で可決成立した。

既に「国旗及び国歌に関する法律(平成11年8月13日制定)」が存在し、新教育基本法、新学習指導要領においても「国旗国歌の尊重」が明示されており、「高等学校学習指導要領 特別活動編」の儀式に関する規定では「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする」とされており、同解説書には

「国際化の進展に伴い、日本人としての自覚を養い、国を愛する心を育てるとともに、生徒が将来、国際社会において尊敬され、信頼される日本人として成長していくためには、国旗及び国歌に対して一層正しい認識をもたせ、それらを尊重する態度を育てることは重要なことである」とされている。

全体の奉仕者たる教育公務員には、法令並びに上司の職務上の命令を遵守する義務があり、学校行事における国歌斉唱の際、起立斉唱し、もって児童生徒に国旗国歌に敬意をあらわし、これらを尊重する姿勢を示すことは、学習指導要領にのっとった教育を実践する上で当然のことである。

そのためにも岡山県においては、下記の条例を制定していただきたい。

(陳情事項)

- 1 県内の公共施設での国旗の常時掲揚する条例の制定
- 2 岡山県内の公立学校の教職員に国歌斉唱時の起立を義務づける条例の制定  
(文教委員会付託)

執行部意見

(総務部財産活用課)

県有施設のうち、県庁や県民局等出先事務所、警察署等掲揚塔を有する施設においては、常時若しくは夜間や雨天等を除いた掲揚が行われている。

また、県立学校においては、学習指導要領に基づき、入学式や卒業式などにおいて適切に掲揚しているところである。

こうした県有施設の状況を踏まえると、今直ちに条例を制定する必要はないと考えている。

付託委員会名	総務委員会						執行機関に対する措置 送付	回答
	受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の意見		
請願第8号 (23.11.30)	岡山市中区西川原255 ゆきとどいた教育をもとめる岡山県民の会 会長 岡村 真沙子 署名者25,058人	私学助成を大幅にふやすことを求めて について	森脇 氏平					

[請願の内容]

(請願趣旨)

私学助成を大幅にふやすをしていただきたい。

(請願理由)

私立高校は、県内の教育の発展に重要な役割を果してきた。岡山県においては、高校進学希望者の約3割が私立高校に進学している。私立高校進学者の中には、当初から私立高校を希望して進学している生徒もいるが、生徒募集定員の公私比率が7対3に設定されているもとで、公立高校を希望しながら、やむなく私立高校に進学する生徒も少なからず存在している。

公立高校の無償化と同時に、私立高校の生徒には11万8,000円～23万7,000円の就学支援金が支給されることになり、また、岡山県では年収500万以下の低所得

世帯向けに年24,000円～72,000円を支給する独自の助成制度を創設した。しかし、これまで岡山県において別制度で私立高校生に支給していた助成額と比較すると、前年より約7,000万円の減額となっている。

私立高校の初年度納付金は、公立高校の4倍を超えており、世界的な経済危機、新自由主義的経済政策のもとでの経済格差の拡大など、高学費のもとで就学を継続することが困難になっている生徒がこれまで以上にふえている。公教育に果たす私立高校の重要な役割を踏まえ、教育の機会均等を保障する上で、父母負担と教育条件の公私格差を解消することが求められている。そのためには、私学助成の大幅な増額、私学の実質無償化に向けた制度の拡充が必要だと考える。

すべての子供に行き届いた教育を進めるために、私学助成を大幅にふやすよう25,058人の署名を添えて請願する。

執行部意見

(総務部総務学事課)

私学助成については、私立学校の公教育における重要性に鑑み、その教育条件の維持向上と保護者負担の軽減を図るとともに、経営の健全性を高めるため、その充実に努めてきたところであり、今後とも適切に対応してまいりたい。

なお、国の就学支援金支給後も相当額の保護者負担が残ることから、県として納付金減免補助金を設け、これにより最終的な保護者負担額は年収250万円未満の世帯では従来の半分以下に、年収250万円から350万円の世帯では約3分の2に、年収350万円から500万円の世帯では約5分の4に軽減したところである。

付託委員会名		総務委員会					
受理事番号 (受理事年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の意見	執行機関に対する措置	
						送付	回答
請願第12号 (23.11.30)	岡山市中区西川原255 岡山県私学助成をすすめる会 会長 小橋操 署名者122,383人	私学助成政策の抜本的拡充を求ることについて	森脇氏平				

[請願の内容]

(請願趣旨)

県下の私立高校は、地域の教育の発展に重要な役割を果たしている。

2010年度より始まった国の「高校無償化」政策により、公立高校の授業料は無料になった。私立高校は世帯収入に応じて約12万円～24万円の就学支援金が支給されるが、依然として15万円～35万円の保護者負担が残っている。結果として「公立は無償、私立は有償」と新たな学費負担の格差が生まれている。また、国の政策の変更に伴い県の授業料減免制度が「納付金減免補助金」になったが、年収500万円未満の世帯に対して24,000円～72,000円が上乗せ支給されるにとどまり、必ずしも十分なものとは言えない。

また、2008年度から始まった私学助成制度によって、

私立学校経常費補助金が毎年削減されており、経過措置のなくなる来年度以降、立ち行かなくなる私学が出てくる可能性がある。

については、私学助成の抜本的拡充を図るため、次の事項を実現していただきたい。

(請願事項)

- すべての私学が地域の教育に継続的に寄与できるようにするために、私学助成（私立学校経常費補助金等）の一層の拡充を図っていただきたい。
- 私学助成制度の変更による激変緩和措置の措置期間の延長等を含む、制度の見直しを検討していただきたい。
- 家計が十分ではない生徒に対する「納付金減免補助金」を一層充実していただきたい。

執行部意見

(総務部総務学事課)

- 私学助成については、私立学校の公教育における重要性に鑑み、その教育条件の維持向上と保護者負担の軽減を図るとともに、経営の健全性を高めるため、その充実に努めてきたところであり、今後とも適切に対応してまいりたい。
- 私学の経常費助成については、公立学校をモデルとして学校運営に必要な経費を算出して補助する標準的運営費方式を平成20年度から導入し、生徒確保や財務状況の改善など新制度への対応を行うための期間として4年間の経過措置を設けたものである。この方式は私立学校の経営努力が反映される簡素で公平な仕組みであり、経過措置期間後は本来の制度により運営すべきと考えているが、私学を取り巻く状況については、今後とも関係者の御意見をお聞きしてまいりたい。
- 国の就学支援金支給後もなお相当額の保護者負担が残ることから、県として納付金減免補助金を設け、これにより最終的な保護者負担額は年収250万円未満の世帯では従来の半分以下に、年収250万円から350万円の世帯では約3分の2に、年収350万円から500万円の世帯では約5分の4に軽減したところである。

付託委員会名	総務委員会							
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の意見	執行機関に対する措置		
						送付	回答	
陳情第14号 (23.11.14)	岡山市北区青江1-22-33 社団法人岡山県トラック協会 会長 新見 健	運輸事業振興助成補助金の確実な交付について						

[陳情の内容]

(陳情趣旨)

運輸事業振興助成補助金については、第177国会において、トラック業界の長年の悲願であった「運輸事業の振興の助成に関する法律」が成立した。

今後は「国民生活の利便性の向上及び地球温暖化対策の推進に寄与するため」という、法律の趣旨に沿って、本補助金を有効に活用し、被災地への緊急物資輸送にみられるように「トラックは生活(くらし)と経済

のライフライン」として、業界に課せられている公共的使命を果たし、社会的責任を遂行してまいり所存である。

岡山県においては、国会審議、衆議院総務委員会決議、参議院総務委員会附帯決議を踏まえ、交付金の創設の経緯、法律が制定された趣旨等を理解し、トラック業界における安全対策、環境対策、適正化対策等の事業実施に支障が生じないよう、算定基準に基づく確実な交付をいただきたい。

執行部意見

(県民生活部県民生活交通課)

運輸事業の振興の助成に関する法律において、「都道府県は、国が示した一定の基準額に基づいた交付金を交付するよう努めなければならない」と規定され、都道府県に対し努力義務が課せられたが、これに関連して、全国知事会からは、「普通税である軽油引取税の一部を財源とした予算措置を義務付けることは、地方の自主性を損ない、地方分権・地域主権改革に逆行するものと言わざるを得ない」との緊急声明が出されたところである。

本県では、厳しい財政状況のもと、「財政構造改革プラン」において、本補助金のあり方について方針を出したところであり、この方針に沿って対応してまいりたい。

## 県税の滞納整理の状況について

県では、県行政を運営するための財源確保はもとより、県税務行政に対する信頼性と税負担の公平性を確保するため、納税に誠意を見せない滞納者に対しては、法令に基づき厳正・迅速な滞納整理に取り組んでおり、その実績（平成23年10月31日現在）は次のとおりである。

### 1 滞納件数及び滞納税額（整理対象分、個人県民税を除く）

- ・ 件 数 92,300 件
- ・ 滞納税額 4,180,629 千円

### 2 滞納税額及び徴収額（整理対象分、個人県民税を除く） (単位：千円、%)

滞納税額 (a)	徴 収 内 訳		徴収額 合計 (b)	徴収率 (b/a)	前年同期 徴収率	増減
	換 価	納 付				
4,180,629	120,935	1,425,706	1,546,641	37.0	31.9	5.1

(参考)

(単位：百万円、%)

	調定額	収入額	未収額	収入率	前年度収入率	増減
県税全体	153,060	113,767	39,367	74.2	73.4	0.8
個人県民税を除く	93,803	87,541	6,336	93.1	91.4	1.7
個人県民税	59,257	26,226	33,031	44.3	44.8	▲0.5

### 3 差押件数及び差押で確保した滞納税額

3,357 件 261,163 千円

### 4 滞納整理強化月間の取組実績

#### (1) 県下一斉搜索（7月1日～7月31日）

滞納者数	19 者
搜索ヶ所数	20ヶ所
滞納税額	7,733 千円
差押財産	現金 91 千円 自動車 5 台 動産 138 点
財産売却代金	1,171 千円



(2) 自動車一斉差押え（12月1日～12月7日）

対象者数及び滞納税額	66者 7,275千円
占有目的の訪問回数	86回
占有台数	14台
自主納付額	330千円（うち本税309千円）

\* 占有台数は自動車をロック又は引き上げた台数

\* 登録差押台数 418台



(参考1) 岡山県滞納整理推進機構における取組実績

(1) 引継事案

・件 数 289件（人・法人）

・滞納税額 364,383千円（うち個人住民税：198,585千円）

(2) 徴収額（上段：全税目 下段：うち個人住民税）（単位：千円、%）

引継税額 (a)	徴 収 内 訳		徴収額 合計(b)	徴収率 (b/a)	前年同期 徴収率	増減
	換価	納 付				
364,383	67,839	56,468	124,307	34.1	10.4	23.7
198,585	47,828	32,824	80,652	40.6	12.4	28.2

\* 延滞金等を含めた徴収額

145,341千円（うち個人住民税：98,841千円）

(3) アナウンス効果による自主納付額

33,633千円（うち個人住民税：19,550千円）

**効果額 約1億7,900万円** （前年同期効果額 約8,600万円）

(参考2) 市町村における個人住民税の徴収に関する取組状況

(1) 特別徴収の推進

・特別徴収未実施の事業者への働きかけ（パンフレットの郵送、訪問・電話等で個別に働きかけ）

例：未実施事業者にチラシを郵送、従業員10人以上の事業所など558社を訪問・電話指導（岡山市）

未実施事業者にパンフレットを郵送、57社を訪問（倉敷市）

未実施事業者にパンフレットを郵送（津山市）

・関係団体等への働きかけ（税理士会、法人会、経済関係団体等への説明）

(2) 滞納整理の支援

・県民局から赤磐市、笠岡市への職員派遣

# 総務委員会資料

頁

○「特定非営利活動促進法施行条例等の一部を改正する 条例（案）」に係るパブリック・コメントの実施について……	1
○「中山間地域の買い物に関する集落調査（速報版）」の 概要について	…………… 17
○頑張る地域応援事業の第2次採択について	…………… 20
○県内各市町村の移住・定住の促進に係る主な施策について	…………… 22

平成23年12月19日

県民生活部

## 「特定非営利活動促進法施行条例等の一部を改正する条例（案）」 に係るパブリック・コメントの実施について

「特定非営利活動促進法施行条例等の一部を改正する条例（案）」の内容について、おかやま県民提案制度（パブリック・コメント）実施要綱に基づき、広く県民の意見を求めるため、パブリック・コメントを実施する。

### 1 改正の趣旨

平成23年6月、特定非営利活動の一層の健全な発展を図り活力ある社会を実現することを目的に、特定非営利活動促進法（NPO法）が改正された。

改正法では、特定非営利活動法人（NPO法人）の認証制度について、活動分野の追加、所轄庁の変更、認証の柔軟化及び簡素化等の措置が講じられるとともに、NPO法人に対する寄附を促し活動を支援するための認定NPO法人制度について、認定事務を行う所轄庁が知事等となった。

今回の法改正に伴い、必要な事項を定める等、関係条例の一部改正を行う。

### 2 改正の概要

#### （1）特定非営利活動促進法施行条例の一部改正

改正法により条例で規定することとされた事項等について、次のとおり定める。

- ①設立・定款変更・合併に係る認証申請書類中の不備を補正できる範囲
- ②所轄庁（知事）が行うNPO法人に係る認訟申請書類の縦覧、事業報告書等の閲覧及び謄写の場所
- ③上記②の謄写した事業報告書等の写しを交付する場合の手数料及び納付方法
- ④認定NPO法人が所轄庁（知事）に提出する役員報酬規程等の書類の提出時期
- ⑤その他所要の規定整備

#### （2）知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正

改正法により指定都市（岡山市）がNPO法上の所轄庁とされたことから、岡山市がNPO法に基づく事務を行うことを定めている条例の規定を削除する改正を行う。

#### （3）住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例の一部改正

これまで条例で岡山市がNPO法に基づく事務に係る本人確認情報を利用できるよう規定していたが、NPO法の改正に合わせて住民基本台帳法が改正され、NPO法上の所轄庁として指定都市（岡山市）がNPO法に基づく事務に係る本人確認情報を利用できることになったことから、条例の規定を削除する改正を行う。

### 3 パブリック・コメント実施概要

#### （1）募集方法

県ホームページに公開するほか、県民局、地域事務所、岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館（きらめきプラザ）等に備え付ける。

#### （2）募集期間

平成23年12月19日（月）～平成24年1月25日（水）

### 4 今後の主なスケジュール（予定）

平成24年2月 県議会へ条例改正提案  
4月 改正条例施行

# 「特定非営利活動促進法施行条例等の一部を改正する条例（案）」へのご意見を募集します

この度、岡山県では、平成23年6月に特定非営利活動促進法（NPO法）が改正されたことを受け、「特定非営利活動促進法施行条例等の一部を改正する条例（案）」を作成しましたので、県民の皆様からご意見を募集します。

## 1 条例（案）等

- ・特定非営利活動促進法施行条例等の一部を改正する条例（案）の概要
- ・改正NPO法により条例で規定することができる等とされた主な事項と県の対応（案）
- ・特定非営利活動促進法 改正のポイント
- ・特定非営利活動促進法施行条例等の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

別紙の  
とおり

## 2 条例（案）の公開の方法

県（県民生活交通課）のホームページに掲載しているほか、同課（県庁8階）、県政情報室（県庁4階）、各県民局総務課、各地域事務所地域総務課、県立図書館、きらめきプラザに備え付けてあります。

## 3 ご意見等の提出方法

お名前、ご住所、電話番号、性別、年齢、関係項目名（どの部分についてのご意見か）を明記のうえ、次のいずれかの方法により、ご意見等をお寄せください。電話でのご意見等はお受けできませんので、ご了承ください。（郵便、ファクシミリの場合は、意見提案用紙をご利用ください。）

### (1) 電子メール

npo@pref.okayama.lg.jp あて

### (2) インターネット

県民生活交通課ホームページの入力フォームをご利用ください。

[http://www.pref.okayama.jp/soshiki/detail.html?lif\\_id=117951](http://www.pref.okayama.jp/soshiki/detail.html?lif_id=117951)  
(岡山県HPトップページ → 組織で探す → 県民生活部 → 県民生活交通課)

### (3) 郵便

〒700-8570 岡山県岡山市北区内山下2-4-6

岡山県県民生活部県民生活交通課県民協働推進班あて

### (4) ファクシミリ

FAX: 086-232-5354

岡山県県民生活部県民生活交通課県民協働推進班あて

## 4 募集期間 平成23年12月19日（月）～平成24年1月25日（水）

## 5 ご提出いただいたご意見等の公表方法

ご提出いただいたご意見とそれに対する県の考え方、条例（案）を修正した場合のその内容などを今回の条例（案）の公表と同様の方法により公表します。（お名前、電話番号を公表することはありません。）

なお、ご意見をいただいた方あてに個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。また、賛否だけの結論や趣旨が不明確なご意見には、県の考え方をお示し出来ない場合があります。

## 6 お問合せ先

岡山県県民生活部県民生活交通課県民協働推進班

086-226-7287（直通）

## 「特定非営利活動促進法施行条例等の一部を改正する条例（案）」の概要

### 1 改正の趣旨

平成23年6月、特定非営利活動の一層の健全な発展を図り活力ある社会を実現することを目的に、特定非営利活動促進法（NPO法）が改正されました。

改正法では、特定非営利活動法人（NPO法人）の認証制度について、活動分野の追加、所轄庁の変更、認証の柔軟化及び簡素化等の措置が講じられるとともに、NPO法人に対する寄附を促し活動を支援するための認定NPO法人制度について、認定事務を行う所轄庁が知事等となりました。

今回の法改正に伴い、必要な事項を定める等、関係条例の一部改正を行うものです。

### 2 改正の概要

#### （1）特定非営利活動促進法施行条例の一部改正

改正法により条例で規定することとされた事項等について、次のとおり定めます。

- ①設立・定款変更・合併に係る認証申請書類中の不備を補正できる範囲は、誤記その他の内容の同一性に影響を与えない軽微なものとします。なお、補正できる期間は、申請書を受理した日から1ヶ月の間となります。
- ②所轄庁（知事）が行うNPO法人に係る認証申請書類の縦覧、事業報告書等の閲覧及び謄写の場所は、法施行細則で定める場所とします。
- ③上記②の謄写した事業報告書等の写しを交付する場合の手数料は、写し1枚につき10円とし、納付方法は法施行細則で定めることとします。
- ④認定NPO法人が所轄庁（知事）に提出する役員報酬規程等の書類の提出時期は、毎事業年度初めの3か月以内とします。
- ⑤その他、認定NPO法人が助成金の支給を行ったときに所轄庁（知事）に提出する書類の提出時期を定めるなど、所要の規定整備を行います。

#### （2）知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正

改正法により指定都市（岡山市）がNPO法上の所轄庁とされたことから、岡山市がNPO法に基づく事務を行うことを定めている条例の規定を削除する改正を行います。

#### （3）住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例の一部改正

これまで条例で岡山市がNPO法に基づく事務に係る本人確認情報を利用できるよう規定していましたが、NPO法の改正に合わせて住民基本台帳法が改正され、NPO法上の所轄庁として指定都市（岡山市）がNPO法に基づく事務に係る本人確認情報を利用できることとなったことから、条例の規定を削除する改正を行います。

### 3 施行期日

平成24年4月1日から施行することを予定しています。

○改正NPO法により条例で規定することができる等とされた主な事項と県の対応（案）については、次のとおりです。

## 1 活動分野

改正法では、NPO法人の活動分野について、条例で定めることにより追加することができるとされました。

### (1) 対応（案）

条例では追加せず、法に定める19の活動とします。

### (2) 理由

条例で定めることができる活動は法に定める19の活動に「準ずる」活動であること、法に定める活動でNPO法人の活動分野が網羅されていることから追加しないこととしています。

## 2 認証（設立・定款変更・合併）申請書類中の不備を補正できる範囲

改正法では、申請書類中に軽微な不備がある場合の補正については、条例で定めた事項について申請書を受理した日から1ヶ月の間に補正することができるとされました。

### (1) 対応（案）

申請書類中の誤記、その他のもので、内容の同一性に影響を与えない軽微なものに限り補正を認めることとします。

軽微な不備の例：「提出書類相互の記載内容の不一致」、「記載漏れ」等

### (2) 理由

申請者の利便性を図るため、軽微な補正について認めることとしています。

## 3 認証（設立・定款変更・合併）審査期間の柔軟化

改正法では、認証審査期間については、縦覧期間（2ヶ月）が終了した日から2ヶ月の範囲内で条例で期間を定めることができますとされました。

### (1) 対応（案）

条例では期間を定めず、法に定める2ヶ月以内の期間とします。

### (2) 理由

現在、設立認証は縦覧後1ヶ月程度で、定款変更認証は縦覧後1週間程度と早期の認証処理に努めていますが、認証申請が集中した場合には1ヶ月以上要する可能性もあることから、条例による期間の短縮は定めず、法に基づき2ヶ月以内としています。

## 4 認定をした際の公示事項

改正法では、認定をした際には、当該認定を受けた特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名、事務所の所在地、当該認定の有効期間を公示することができますとされていますが、その他の事項についても公示する事項として条例で定めることができますとされました。

### (1) 対応（案）

条例では追加の公示事項は定めず、法に定める事項とします。

### (2) 理由

NPO法人に関する情報については、既に県のホームページ等で公開に努めていることから、認定の際、法に定める事項（名称、代表者の氏名、事務所の所在地、当該認定の有効期間）以外に改めて公示が必要な事項はないと考えています。

# 特定非営利活動促進法 改正のポイント

## 1 認証制度の見直し

### (1) 活動分野の追加

NPO法第2条の別表に記載されている17の活動分野に、新たに下記の3分野（下線箇所）が追加されました。

#### 【特定非営利活動20分野】

- |                         |  |
|-------------------------|--|
| ①保健、医療又は福祉の増進を図る活動      | ⑬子どもの健全育成を図る活動                         |
| ②社会教育の推進を図る活動           | ⑭情報化社会の発展を図る活動                         |
| ③まちづくりの推進を図る活動          | ⑮科学技術の振興を図る活動                          |
| ④観光の振興を図る活動             | ⑯経済活動の活性化を図る活動                         |
| ⑤農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動    | ⑰職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動               |
| ⑥学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 | ⑱消費者の保護を図る活動                           |
| ⑦環境の保全を図る活動             | ⑲前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動 |
| ⑧災害救援活動                 | ⑳前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動 |
| ⑨地域安全活動                 |  |
| ⑩人権の擁護又は平和の推進を図る活動      |  |
| ⑪国際協力の活動                |  |
| ⑫男女共同参画社会の形成の促進を図る活動    |  |

### (2) 所轄庁の変更

NPO法人の所轄庁は、その主たる事務所が所在する都道府県の知事となりました。（その事務所が一の指定都市の範囲内のみに所在するNPO法人の所轄庁は、当該指定都市の長です。）

岡山県では次の表のとおりとなります。

区分		主たる事務所の所在地	
従たる事務所の所在地	なし	岡山市内	岡山市以外の県内市町村
	岡山市内	岡山市	岡山県
	岡山市以外の県内市町村	岡山県	岡山県
	県外	岡山県（※）	岡山県（※）

（※）改正前は内閣府

### (3) 認証制度の柔軟化及び簡素化

#### ①申請書類の縦覧期間中の補正

申請書類中に軽微な不備に係る事項として条例で定める事項があった場合には、申請書を受理した日から1ヵ月を経過するまでの間に限り、当該事項に係る補正が認められます。

#### ②認証審査期間の柔軟化

認証審査期間について、縦覧期間が終了した日から2ヵ月以内で条例で定める期間とすることができます。

（参考）NPO法に定める審査期間

申請書を受理した日から2ヵ月間の縦覧後、2ヵ月以内に認証・不認証の決定を行わなければならない。

### ③社員総会の決議の省略

総会の提案事項について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなされます。

### ④定款変更の際の届出のみで足りる事項の拡大

所轄庁への届出のみで定款の変更を行うことができる事項（役員の定数等）が追加されました。

## （4）NPO法人に対する信頼性向上のための措置の拡充

### ①認証後未登記団体の認証の取消し

認証後6ヵ月を経過しても登記をしない者について、所轄庁は当該認証を取り消すことができるようになりました。

### ②会計の明確化

収入・支出の動きに焦点を当てた「収支計算書」を、財産の増減及びその構造に焦点を当てた「活動計算書」に改めるなど、会計書類に係る改正が行われました。

### ③情報開示の充実

NPO法人は、主たる事務所に加え、従たる事務所においても、社員その他利害関係人から事業報告書等の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させなければならないこと等が規定されました。

## 2 認定・仮認定制度の導入

NPO法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものに対する所轄庁の認定について、これまで租税特別措置法に規定されていた国税庁長官による認定制度を廃止し、新たにNPO法において所轄庁が行う制度となりました。

また、NPO法人であって新たに設立されたもののうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものは、一部認定基準が免除される仮認定制度が導入されました。

※法改正の詳細な内容や認定制度については、内閣府及び国税庁のホームページをご覧ください。

- ・内閣府のホームページ：<https://www.npo-homepage.go.jp/>
- ・国税庁のホームページ：<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/denshi-sonota/npo/npo.htm>

特定非営利活動促進法施行条例新旧対照表（第一条関係）

新	旧
(設立の認証申請)	(設立の認証申請)
第二条	第二条 法第十条第一項の認証を受けようとする者は、規則で定める申請書に同項各号に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。
1 法第十条第一項第二号ハ（法第三十四条第五項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める書面は、次の各号に掲げる役員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 一～三略	1 法第十条第一項第二号ハ（法第三十四条第五項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める書面は、次の各号に掲げる役員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
2 略	2 法第十条第一項第二号ハに規定する条例で定める書面は、次の各号に掲げる役員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
3 第一項各号に掲げる書面は、申請の日前六月以内に作成されたものとする。	3 第二項各号に掲げる書面は、申請の日前六月以内に作成されたものとする。
4 第一項の規定にかかわらず、知事が住民基本台帳法第三十条の八第一項の規定により当該役員に係る本人確認情報を利用する場合又は同法第三十条の七第五項の規定により他の都道府県知事（同法第三十条の十第一項の規定により指定情報処理機関に行わせることとした場合にあっては、指定情報処理機関）から当該役員に係る本人確認情報の提供を受けた場合は、第一項第一号に掲げる書面を添付することを要しないものとする。	4 第二項の規定にかかわらず、知事が住民基本台帳法第三十条の八第一項の規定により当該役員に係る本人確認情報を利用する場合又は同法第三十条の七第五項の規定により他の都道府県知事（同法第三十条の十第一項の規定により指定情報処理機関に行わせることとした場合にあっては、指定情報処理機関）から当該役員に係る本人確認情報の提供を受けた場合は、第二項第一号に掲げる書面を添付することを要しないものとする。
5 法第十条第三項（法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）に規定する補正ができる軽微な不備は、誤記その他の内容の同一性に影響を与えないもので知事が認めるものとする。	5 法第十条第三項（法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）に規定する補正ができる軽微な不備は、誤記その他の内容の同一性に影響を与えないもので知事が認めるものとする。
(縦覧等)	(電磁的方法)

**第三条** 法第十条第二項（法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の縦覧並びに法第三十条及び第五十六条（法第六十二条において準用する場合を含む。次項において同じ。）の閲覧及び謄写の場合は、規則で定める。

**2** 法第三十条及び第五十六条に規定する書類の写しの交付を受けようとする者は、当該写し一枚につき十円の手数料を納付しなければならない。

**3** 前項の手数料の納付方法は、規則で定める。

（事業報告書等の提出）

**第四条** 法第二十九条の規定による書類の提出は、毎事業年度初めの三月以内に行うものとする。

（認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等の提出）

**第五条** 法第五十五条第一項の書類の提出は、毎事業年度初めの三月以内に行うものとする。この場合において、法第五十四条第二項第二号に掲げる書類については、既に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、当該書類に代えて、その旨を記載した書類を提出することができる。

**2** 法第五十五条第二項に規定する助成金の支給を行つた場合の書類の提出は、遅滞なく行うものとする。

**3** 法第五十五条第二項に規定する海外への送金又は金銭の持出しを行う場合の書類の提出は、あらかじめ（災害に対する援助その他緊急を要する場合であらかじめ提出することが困難なときは、事後において、遅滞なく）行うものとする。

（仮認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等の提出）

**第六条** 前条の規定は、仮認定特定非営利活動法人について準用する。

（情報通信技術利用法の適用）

**第三条** 法第十四条の七第三項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法は、規則で定める。

**第四条** 法第二十九条第一項の規定による書類の提出は、毎事業年度初めの三月以内に行うものとする。

（事業報告書等の提出）

**第五条** 法第二十九条第二項及び法第四十四条第三項の規定による閲覧について、規則で定めるところによる。

**第七条** 法第七十四条に規定する申請、通知、届出、提出及び交付（以下この条において「申請等」という。）について行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下この条において「情報通信技術利用法」という。）第三条第一項及び第四条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行う場合の申請等並びに法第七十四条に規定する縦覧及び閲覧並びに同条第二項に規定する電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行う場合の申請等並びに法第五条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行う場合の申請等並びに法第四十四条の二第一項に規定する縦覧及び閲覧並びに同条第二項に規定する縦覧及び閲覧について情報通信技術利用法第五条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行う場合の申請等並びに法第五条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行う場合の申請等並びに法第四十四条の二第一項に規定する縦覧及び閲覧及び閲覧について情報通信技術利用法第五条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行う場合の申請等並びに法第五条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行う場合の申請等並びに法第四十四条の二第一項に規定する縦覧及び閲覧については、規則で定めるところによる。

## 2 略

（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用）

**第八条** 法第七十五条に規定する作成、備置き及び閲覧については、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項、第四条第一項及び第五条第一項の規定により、書面に代えて電磁的記録を用いて行うことができる。

## 2 略

（規則への委任）

**第九条** この条例に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

**第六条** 法第四十四条の二第一項に規定する申請、通知、届出、提出及び交付（以下この条において「申請等」という。）について行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下この条において「情報通信技術利用法」という。）第三条第一項及び第四条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行う場合の申請等並びに法第四十四条の二第一項に規定する縦覧及び閲覧並びに同条第二項に規定する縦覧について情報通信技術利用法第五条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行う場合の申請等並びに法第五条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行う場合の申請等並びに法第四十四条の二第一項に規定する縦覧及び閲覧及び閲覧について情報通信技術利用法第五条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行う場合の申請等並びに法第五条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行う場合の申請等並びに法第四十四条の二第一項に規定する縦覧及び閲覧については、規則で定めるところによる。

## 2 略

（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用）

**第七条** 法第四十四条の三に規定する作成、備置き及び閲覧については、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項、第四条第一項及び第五条第一項の規定により、書面に代えて電磁的記録を用いて行うことができる。

## 2 略

（規則への委任）

**第八条** この条例に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例新旧対照表（第二条関係）

別表第一（第二条関係）		新	旧
事務	市町村	事務	市町村
一〇八略		一〇八略	
	市町村		市町村
九〇十六略		九〇十七略	
	岡山市		岡山市
十八 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号。以下この項において「法」という。）及び特定非営利活動促進法施行条例（平成十年岡山県条例第三十六号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（二以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るもの）を除く。）		九 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）及び租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）に基づく事務のうち、同令第三十九条の二十三第一項第八号の規定による証明書の交付（二以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るもの）を除く。）	
イ 法第十条第一項の規定による設立の認証 ロ 法第十条第二項（法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を除く。）			

む。)の規定による公告及び縦覧

ハ 法第十二条第三項(法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。)の規定による通知

二 法第十三条第二項(法第三十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出書の受理

ホ 法第十七条の三の規定による仮理事の選任  
ヘ 法第十七条の四の規定による特別代理人の選任

ト 法第十八条第三号の規定による報告の受理  
チ 法第二十三条第一項の規定による届出の受理

リ 法第二十五条第三項の規定による定款の変更の認証

ル 法第二十九条第一項及び第二項の規定による事業報告書等の受理及び閲覧

ヌ 法第二十五条第六項の規定による解散の認定

ワ 法第三十一条第四項の規定による解散の届出の受理

カ 法第三十一条の八の規定による届出の受理

ヨ 法第三十二条第二項の規定による残余財産の譲渡の認証

タ 法第三十二条の二第三項及び第四項の規定による意見の陳述等

レ 法第三十二条の三の規定による届出の受理

ソ 法第三十四条第三項の規定による合併の認定

<p>七十四　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるものの（宅地の</p>	<p>三十九～七十三略</p>	<p>三十八　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下この項及び次項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（老人福祉法（昭和三十八年法律第二百三十三号）第二十条の六に規定する軽費老人ホームのうち介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第十九項に規定する地域密着型特定施設（四十四の項及び四十五の項において「地域密着型特定施設」という。）であつて、社会福祉法人が設置するものに係るものに限る。）イ～ヘ略</p>	<p>十七～三十七略</p>
<p>岡山市 倉敷市 玉野市</p>		<p>各市町村（岡山市、倉敷市、新見市、及び真庭市を除く。）</p>	

<p>七十六　租税特別措置法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるものの（宅地の造成等が二以上の市町村の区域</p>	<p>四十一～七十五略</p>	<p>四十一　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下この項及び次項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（老人福祉法（昭和三十八年法律第二百三十三号）第二十条の六に規定する軽費老人ホームのうち介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第十九項に規定する地域密着型特定施設（四十六の項及び四十七の項において「地域密着型特定施設」という。）であつて、社会福祉法人が設置するものに係るものに限る。）イ～ヘ略</p>	<p>十九～三十九略</p>
<p>岡山市 倉敷市 玉野市</p>		<p>各市町村（岡山市、倉敷市、新見市、及び真庭市を除く。）</p>	

造成等が二以上の市町村の区域にわたるときを  
除く。)  
イ・口略

笠岡市

にわたるときを除く。)

笠岡市

別表第二（第三条関係）

七十五ヶ八十九略

七十七ヶ九十一略

事務

市町村

一ヶ四略

一ヶ四略

五 岡山県立自然公園条例及び同条例の施行のた  
めの規則に基づく事務

同条例第五条の規定により指定された県立自然公園の区域をそ  
の区域に含む市町村（岡山市及び倉敷市にあつては、別表第一  
の二十六の項に規定する事務に係る

五 岡山県立自然公園条例及び同条例の施行のた  
めの規則に基づく事務

同条例第五条の規定により指定された県立自然公園の区域をそ  
の区域に含む市町村（岡山市及び倉敷市にあつては、別表第一  
の二十八の項に規定する事務に係る

六〇三四略

く。  
もの  
を除

六〇三四略

く。  
もの  
を除

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例新旧対照表（第三条関係）

		新	旧
		（本人確認情報を提供する区域内の市町村の執行機関及び提供に係る事務）	
第三条	法第三十条の七第四項第二号に規定する条例で定める県の区域内の市町村の執行機関（以下「区域内の市町村の執行機関」という。）は岡山市長とし、同号の条例で定める事務は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）に基づく同法第十条第一項の認証、同法第二十三条第二項の届出又は同法第三十四条第三項の認証に関する事務であつて規則で定めるものとする。		
	（区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供の方法）		
第四条	知事が行う法第三十条の七第四項の規定による同条第三項に規定する保存期間に係る本人確認情報（以下「保存期間に係る本人確認情報」という。）の区域内の市町村の執行機関への提供（同条第四項第二号に掲げる場合における提供に限る。）は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）から電気通信回線を通じて区域内の市町村の執行機関の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとする。		
第三条・第四条略	（知事以外の執行機関への本人確認情報の提供の方法）		
第五条	知事が行う法第三十条の八第二項の規定による法第三十条の七第三項に規定する保存期間に係る本人確認情報（次条において「保存期間に係る本人確認情報」という。）の知事以外の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の		
第七条	執行機関の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとする		

含む。)から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に送信する方法により行うものとする。

第六条・第七条略  
別表(第三条関係)  
一〇三略

第八条・第九条略  
別表(第五条関係)  
一〇三略

## 「中山間地域の買い物に関する集落調査（速報版）」の概要について

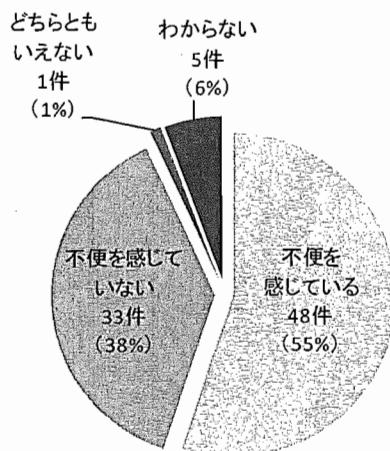
「新しい公共の場づくりモデル事業」を活用して、N P O 法人と県及び関係市町村とで実施している「買い物助け合いプロジェクト」で、本年9月から11月にかけて中山間地域の集落の代表者と住民を対象に実施した、日用品の購入先など買い物の状況等に係る聞き取り調査結果の速報は、次のとおりである。

### 1 集落調査の結果

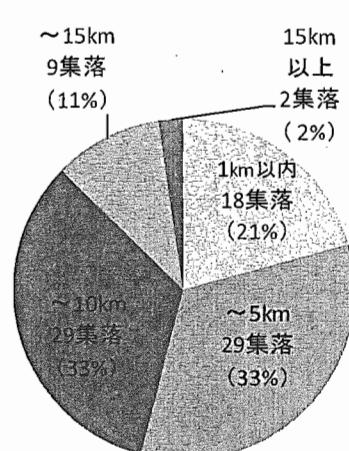
#### (1) 代表者調査

16の市町村から地域の状況を勘案し推薦のあった87集落の代表者に対する聞き取り調査

##### ①日常の買い物の利便性



##### ②利用する最も近い商店までの距離



#### 【不便を感じている主な理由】

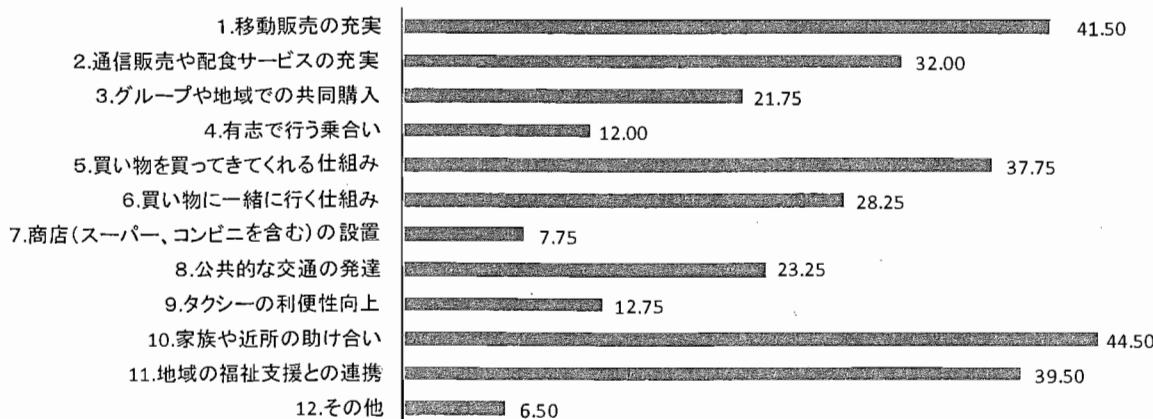
- ・近所に店がない (18件)
- ・車を運転しない人は不便だ (14件)
- ・バス停に出るのが大変、公共交通機関がない (10件)

#### 【不便を感じていない理由】

- ・自家用車を利用できる (8件)
- ・宅配や移動販売等で買える (10件)

住民が買い物を利用する商店までの平均距離は13.6km、そのうち最も近い商店までの平均距離は5.8kmとなっている。

##### ③将来を見据えて買い物ができるために必要な仕組み



(注) 上記の選択肢から複数回答してもらい、1位の項目は1.5、2位の項目は1.25に換算して集計

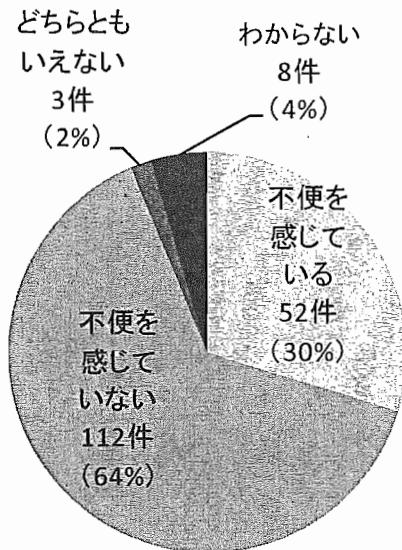
地域で支え合うのは当たり前だなどの理由から「家族や近所の助け合い」が一番多く、次に、近くで買い物ができる、商品を選べる等の理由から「移動販売の充実」、続いて、地域の人の多くが高齢者となるので「地域の福祉支援との連携」となっている。

## (2) 住民調査

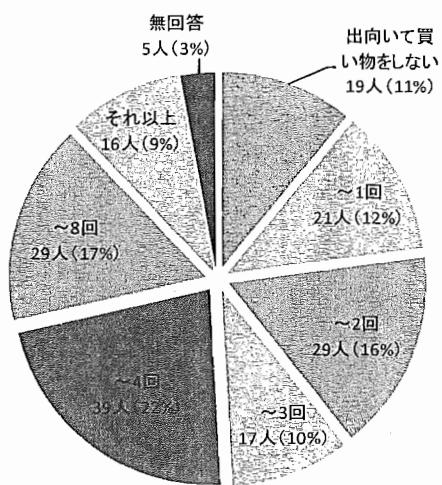
集落の代表者から推薦してもらった2～3人、計175人に対する聞き取り調査

### ①日常の買い物の利便性

「不便を感じている」との回答が代表者の回答(55%)よりも低くなっているが、これは、「月に何度か子どもが買って来てくれる、買い物に連れて行ってくれる」、「近所や友人の協力がある」、「買い物置きができる」、「慣れた」等の理由で「不便を感じていない」など、現在の生活に慣れていることが主な要因と思われる。



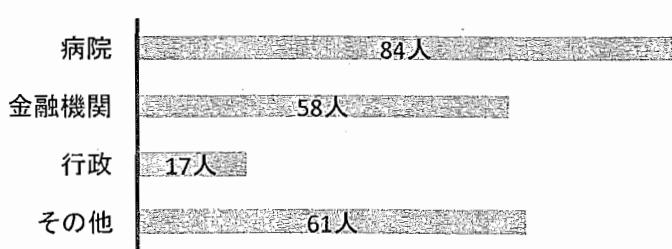
### ②商店に出向いて買い物をする回数



商店に自ら出向いて買い物をする回数は、平均で月3.5回。月4回を超えて買い物に出向く人の割合は26%となっている。

また、商店に自ら出向いての買い物はしていない者19人(11%)については、子どもや近所の人に買い物に連れて行ってもらったり、買って来てもらったりしているほか、移動販売や宅配サービスを利用して買い物を行っている。

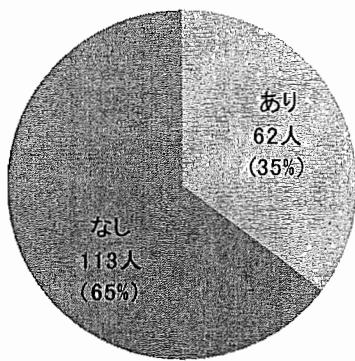
### ③買い物に行ったついでに立ち寄る場所



半数以上の方が病院に行っており、次いで金融機関、行政、その他という結果になっている。その他に立ち寄る場所としては、ご近所・友人宅・実家・飲食店・美容院・農作物の出荷などとなっている。

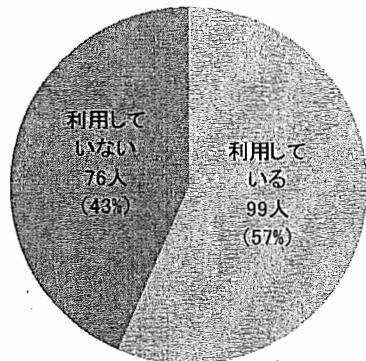
#### ④日用品の購入方法

ア 移動販売の利用状況



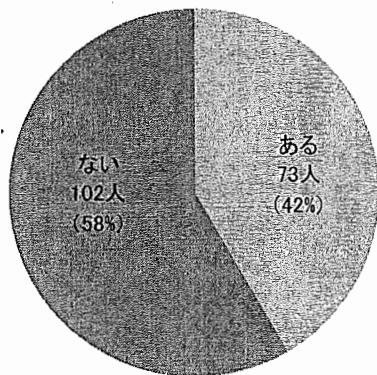
移動販売を利用していない113人中、4人に1人が移動販売の利用を希望している。

イ 宅配サービスの利用状況



生協や農協、スーパー等の宅配サービスの利用が見られる。

ウ 日用品を買ってきてもらう状況



買ってきてもらう、買い物に連れて行ってもらうとともに、その相手は、別居を含めて家族が最も多く、次に近所・友人となっている。

### 3 今後の取組

「買い物助け合いプロジェクト」では、現在、中山間地域の高齢者等の生活を支えている移動販売や宅配、配食等を行っている事業者に対して、事業を行うに当たっての課題等を調査しており、これらの調査結果を踏まえて、買い物をしやすい環境づくりに向けた提案やモデル事業を実施し、自治体や関係機関、企業等の積極的な取組を促すこととしている。

## 頑張る地域応援事業の第2次採択について

中山間地域の主体的、自立的な地域づくりを促すため、市町村が実施する地域の資源を生かした創意工夫あふれる取組を積極的に支援している。

このたび、次のとおり第2次分の採択を行った。

<採択状況> (別紙参照)

(単位: 件、千円)

区分	第1次採択		第2次採択		計	
	件数	補助額	件数	補助額	件数	補助額
合計	8 (3)	13,112 ( 4,415)	6 (1)	9,808 ( 708)	14 (4)	22,920 ( 5,123)
安全・安心な暮らしの確保に向けた取組	6 (2)	7,497 ( 800)	0 (0)	0 ( 0)	6 (2)	7,497 ( 800)
経済基盤の確立に向けた取組	1 (0)	2,000 ( 0)	2 (1)	1,948 ( 708)	3 (1)	3,948 ( 708)
交流・定住の促進に向けた取組	1 (1)	3,615 ( 3,615)	4 (0)	7,860 ( 0)	5 (1)	11,475 ( 3,615)

※下段の( )内は、おかやま元気!集落関連

<主な採択事業>

- 二川地域活性化推進事業（真庭市）

二川地域で実施している「ふたかわの味宅配事業」と「弁当配布事業」をさらに充実させるため、廃校となった中学校に特産品加工施設を整備し、生産量の安定・販路の拡大による地域の経済活動の活性化を推進する。

- 井笠広域連携旅の産地直売所プロジェクト（笠岡市）

「道の駅笠岡ベイファーム」や「星の郷青空市」など集客力のある施設に、観光客を井笠圏域の各地域へ誘導するための情報掲示板を設置するとともに、基本コースを設定した体験ツアーや情報発信力を強化する人材育成研修を実施し、広域的な観光振興を図る。

- 中央公園ステージ整備事業（奈義町）

「横仙歌舞伎」を広く身近に感じてもらうとともに、次世代に受け継ぐ環境を整えるため、町の中心部に屋外ステージを整備し、「かがり火歌舞伎」の復活や他団体と連携した公演を行うことで地域間の交流、世代間の交流を促進する。

<今後のスケジュール>

現在、第3次分の要望をとりまとめているところであり、加えて、今後、買い物助け合いプロジェクトで提案される対策への取組など、引き続き、市町村の創意工夫あふれる取組を支援する。

## 頑張る地域応援事業採択一覧（2次）

## 1 経済基盤の確立に向けた取組

(単位：千円)

	市町村	事 業 名	事 業 内 容	事業費	補助額
1	真庭市 (ハード)	二川地域活性化推進事業 ※おかやま元気！集落関連	二川地域で実施している「ふたかわの味宅配事業」と「弁当配布事業」をさらに充実させるため、廃校となった中学校に特産品加工施設を整備し、生産量の安定・販路の拡大による地域の経済活動の活性化を推進する。	1,416	708
2	鏡野町 (ソフト)	着地型旅行推進事業	「かがみのツーリズム研究会」を設置し、ツアーガイド等の人材育成、京阪神へのプロモーション活動などを通じ、地域資源を活かした着地型観光をプロデュースする旅行会社設立に向けた準備を進める。	2,480	1,240
小 計 2件 (ソフト1件、ハード1件)				3,896	1,948

## 2 交流・定住の促進に向けた取組

(単位：千円)

	市町村	事 業 名	事 業 内 容	事業費	補助額
1	笠岡市 (ソフト)	井笠広域連携旅の産地直売所プロジェクト	「道の駅笠岡ベイファーム」や「星の郷青空市」など集客力のある施設に、観光客を井笠圏域の各地域へ誘導するための情報掲示板を設置するとともに、基本コースを設定した体験ツアーや情報発信力を強化する人材育成研修を実施し、広域的な観光振興を図る。	1,200	600
2	美作市 (ソフト)	美作市ふるさと検定実施事業	地域の人づくりを目的として開講した「美作ふるさと塾」の塾生たちが企画した「ふるさと検定」を実施し、地域住民のふるさとに対する意識を高め、地域の活性化を促進する。	720	360
3	新庄村 (ソフト)	「餅つき」による新庄村首都圏情報発信強化事業	「東京新庄応援隊」を中心に、より多くの首都圏の住民に新庄村伝統の「餅つき」を体験してもらうことで、新庄村の情報発信を強化するとともに、交流人口の増加を図る。	1,000	500
4	奈義町 (ハード)	中央公園ステージ整備事業	「横仙歌舞伎」を広く身近に感じてもらうとともに、次世代に受け継ぐ環境を整えるため、町の中心部に屋外ステージを整備し、「かがり火歌舞伎」の復活や他団体と連携した公演を行うことで地域間の交流、世代間の交流を促進する。	24,885	6,400
小 計 4件 (ソフト3件、ハード1件)				27,805	7,860

合 計 6件 (ソフト4件、ハード2件)

31,701 9,808

## 県内各市町村の移住・定住の促進に係る主な施策について

人口減少により集落機能の低下、耕作放棄地の拡大等が進む中山間地域等において、移住や定住の促進を目的として、県内の各市町村が実施している主な施策は次のとおりである。

### 1 移住・定住奨励制度

管外から、中学生以下の子どもを持つ家族や一定の年齢以下の者が定住する意志を持って転入した場合などに、2町村で奨励金を支給している。

#### ・新庄村 転入奨励金

(主な要件) 50歳未満の家族又は35歳未満の若者が、定住の意志を持って移住した場合  
(助成額) 1世帯につき10万円

#### ・吉備中央町 夢のある町定住奨励金（U・Iターン奨励金）

(主な要件) 50歳以下の者がU Iターンにより定住し、就業する場合  
(助成額) 1件につき5万円、申請期限は、移住してから2年間

### 2 住宅取得支援制度

住宅を新築又は取得し、一定期間以上、定住することが認められる場合などに、1市町村で住宅取得費用の一部を助成している。

#### ・笠岡市 住宅新築助成金

(主な要件) 満40歳以下の者が平成24年度末までに新築し、10年以上定住を誓約する場合  
(助成額) 助成対象経費の1/10（上限100万円）

#### ・赤磐市 住宅促進奨励金

(主な要件) 市分譲宅地に新築、1年内に居住し、5年以上の定住が見込まれる場合  
(助成額) 1件につき20万円、義務教育以下の子供がいる場合一人につき20万円加算  
・早島町 若者定住促進奨励金

(主な要件) 40歳以下で町外や町内のアパート等から、住居を新築又は取得した場合  
(助成額) 年額10万円を5年間交付

#### ・矢掛町 住宅新築助成金

(主な要件) 平成26年度末までに住宅を新築した者が、10年以上の定住を誓約する場合  
(助成額) 助成対象経費の1/10に相当する金額を助成  
40歳以下で、転入者（上限120万円）、40歳以上の者（上限50万円）など

#### ・奈義町 新築住宅普及促進事業補助金

(主な要件) 住宅を新築・購入した場合、増改築等は対象外  
(助成額) 1件につき20万円、地元業者や県産材の利用加算で、最大40万円

#### ・西粟倉村 住宅整備助成金

(主な要件) 満45歳以下で住宅を新築又は購入する者が、5年以上定住を確約する場合  
(助成額) 1世帯1回に限り、20万円以内

### 3 公営分譲地取得支援制度

市町の分譲地を取得し、一定期間内に住宅を新築する場合などに、5市町で分譲地取得費用の一部を助成している。

- ・**井原市 四季が丘団地助成金**

(主な要件) 対象分譲宅地を分譲開始3年以内に購入し、1年以内に新築する場合

(助成額) 宅地購入借入金の利息(上限2%)や固定資産税相当額を3年間助成など

- ・**瀬戸内市 定住促進補助金**

(主な要件) 対象の市分譲宅地を取得し、平成26年度までに住宅を建築し定住する場合

(助成額) 分譲宅地の30%を補助

- ・**真庭市 しらうめ団地住宅建設促進事業補助金(住宅建設助成金)**

(主な要件) 40歳未満の者が対象分譲宅地を取得し、平成26年度までに新築する場合

(助成額) 1件につき20万円、申請者に15歳以下の子がいる場合、1人10万円を加算

### 4 その他の制度

市の分譲団地に住宅を新築する場合の用地単価の引き下げや、民間宅地の購入に対する助成金、定住促進住宅に一定期間生活し永住する意志がある場合の住宅の無償譲渡、分譲住宅の活用促進のための新築助成金、新婚夫婦に対する住宅家賃の助成などの支援を9市町村で実施している。

- ・**津山市 坪井駅前団地定住促進制度**

(主な要件) 市分譲地坪井駅前団地を購入した、40歳未満の者などに対する優遇制度

(内容) 一般販売価格：65千円/坪に対し、40歳未満の夫婦：60千円/坪など

- ・**高梁市 定住促進住宅建築費等助成金(住宅用地取得助成金)**

(主な要件) 移住者が住宅用地を新たに購入し、3年以内に新築する場合

(助成額) 住宅用地の取得に関する費用の1/10(上限60万円)

- ・**鏡野町 町営定住促進住宅無償譲渡制度**

(主な要件) 世帯主の年齢が40歳未満の家族が転入し、町指定の定住促進住宅に20年間生活し、更に永住の意志がある場合

(内容) 定住促進住宅を無償譲渡

- ・**久米南町 早期定住促進助成金**

(主な要件) 町分譲宅地の購入から3年以内に住居を新築した場合

(助成額) 分譲価格の1/10

- ・**美咲町 新婚向け賃貸住宅家賃助成金**

(主な要件) 35歳未満で結婚1年未満の者で、町長が認めた賃貸住宅等に入居した場合

(助成額) 基準額の4/10を5年間(上限月15千円(町やなはら住宅は10千円))

※ 各市町村別の移住・定住促進施策は別添のとおり

## 「中山間地域の買い物に関する集落調査（速報版）」について

### 1 調査の目的

中山間地域に生活する住民の日常の買い物について、単に不便を感じているどうかだけでなく、日常生活品の購入先や購入先までの移動手段、時間等を調査し地域の実態を把握する。

### 2 実施主体

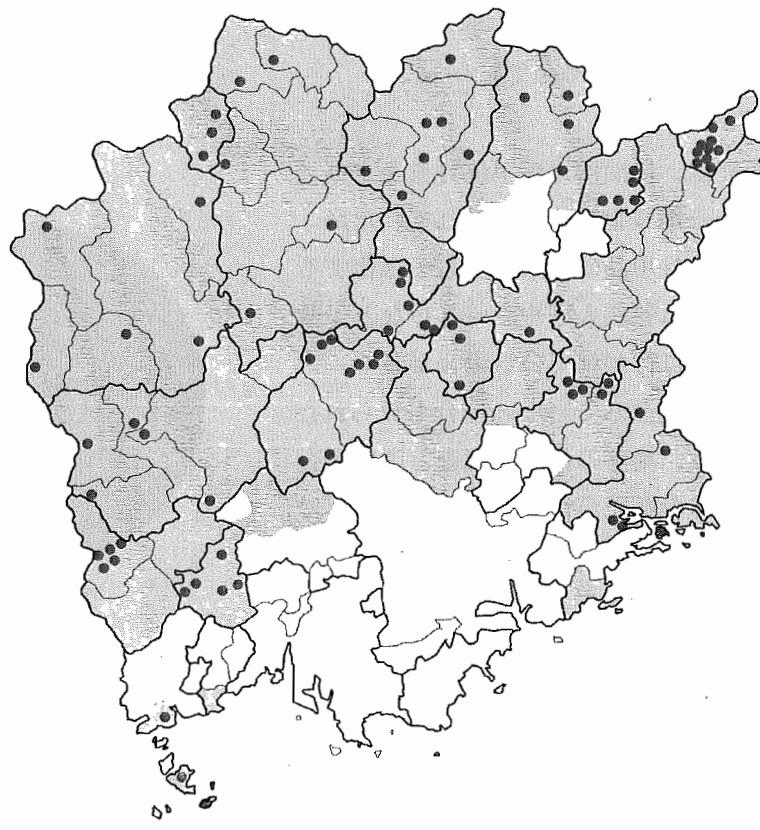
買い物助け合いプロジェクト（集落支援ヒビサト、岡山県中山間地域県・市町村連携協議会）

### 3 調査手法

全域が中山間地域の市町村及び岡山県中山間地域県・市町村連携協議会ワーキング会議に参加している16の市町村からそれぞれ推薦のあった概ね5集落の代表者87人と集落の代表者から推薦のあった住民175人（集落あたり2～3人）に対して調査員を派遣しヒアリング調査を行った。

#### 【市町村別の調査集落数】

津山市（4）、笠岡市（4）、井原市（5）、高梁市（5）、新見市（5）、備前市（5）  
真庭市（5）、和気町（5）、矢掛町（5）、新庄村（3）、鏡野町（7）、奈義町（5）、  
西粟倉村（10）、久米南町（3）、美咲町（7）、吉備中央町（9）



## 4 集落の代表者に対する調査

### (1) 買い物関係

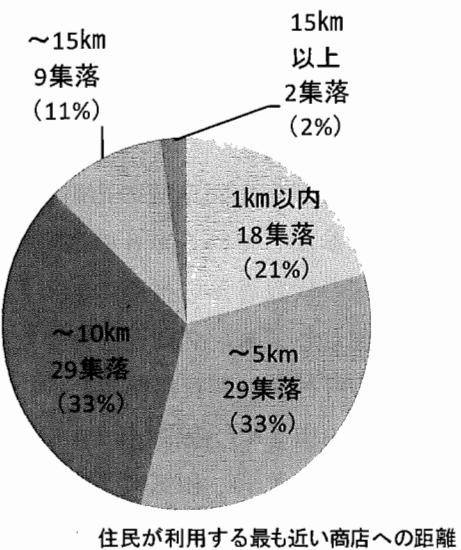
集落の代表者に聞いた地域の買い物を取り巻く状況は次のとおりであった。

#### 【最も近い商店への距離の平均】

集落代表者が回答した「集落住民が利用する商店」までの距離の平均は 13.6 km だったが、そのうち、最も近い商店までの距離の平均は 5.8 km となっている。

#### 【最も近い商店への距離分布】

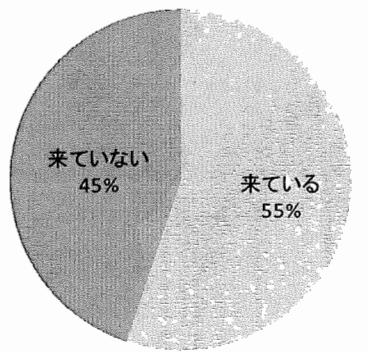
次に、その「住民が利用する最も近い商店」までの距離を整理したところ右のような分布となった。1 km 以内に商店がある集落は 18 集落で 21%、1 km~5 km 以内に商店がある集落は 29 集落で 33%、5 km~10 km 以内は 29 集落で 33%、最も近い商店まで 10 km 以上離れている集落は 2 集落という結果になった。



#### 【集落での移動販売について】

移動販売は、以前は集落単位等まとまつた戸数がある地域を対象に行われていたが、戸数が減り、日用品の購入方法も多様化する中で、現在では各個人宅や 2~3 戸など少数の戸数を対象に行われている場合が多く、代表者が状況を把握していない場合も見られた。右のデータは、集落の代表者調査と住民調査の結果から移動販売が行われていると確認できた集落について整理したものである。

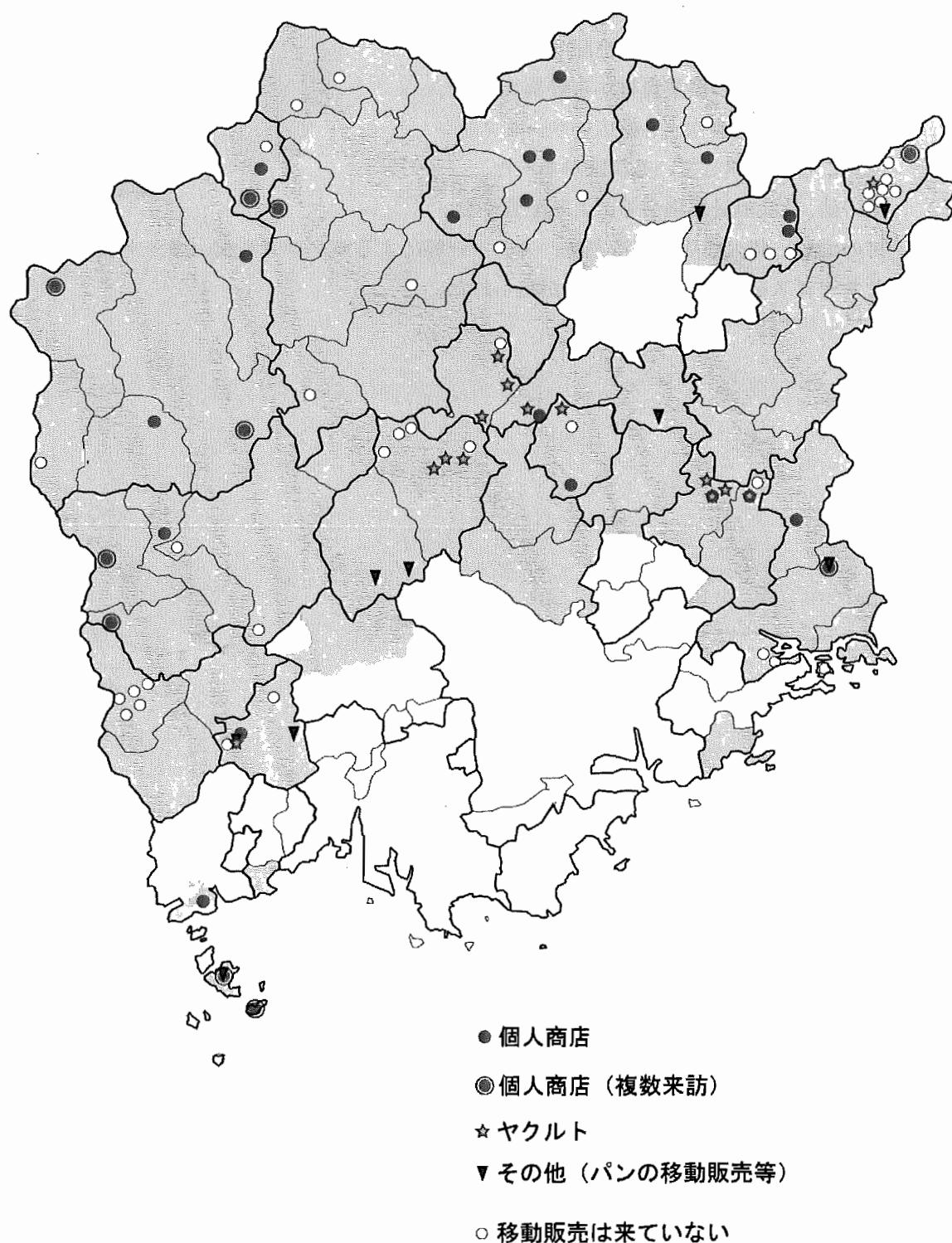
調査した集落の約 55% の 48 集落で移動販売が行われていた。



集落での移動販売

次に、行われている移動販売を地域別・事業者別に整理したところ、県北部に多く見られ、事業者は個人商店が最も多かった。

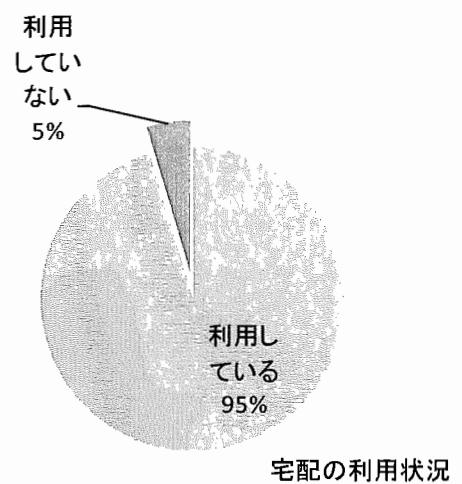
また、ヤクルトの訪問販売員が販売時に惣菜や豆腐等を販売している状況があったほか、県の南西部から北東部にかけて、パンの移動販売等が行われている状況（数年前までは来ていたが最近来なくなったという意見があった）が見られた。



### 【集落での宅配について】

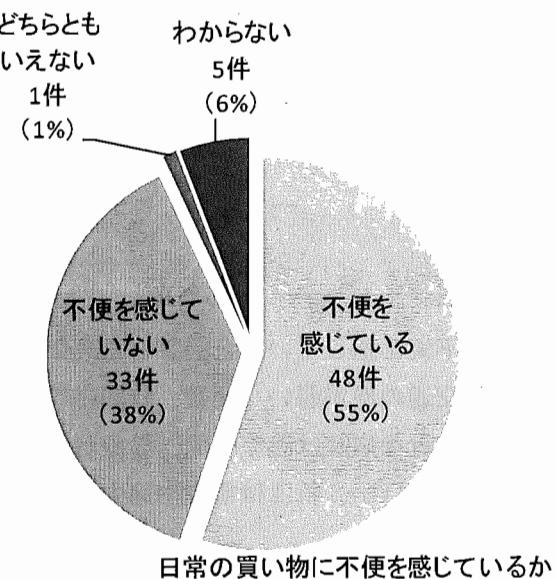
集落の代表者調査及び住民調査によると、95%の集落で宅配による買い物をしている状況があった。そのうち、代表者から生活協同組合の宅配を利用しているとの回答があったのは67集落で、28集落からJAの宅配サービスを利用しているとの回答があった。JAの宅配サービスは、灯油、肥料などの農業資材から野菜等の食材、日用品、配食など、幅広いサービスを支店ごとに展開している状況があった。

その他、社会福祉協議会等による配食や食材の宅配、個人商店による宅配、スーパー等によるカタログ宅配、ネット販売など様々なサービスを利用している状況が見られた。



### 【買い物の利便性に関する代表者の認識】

「集落の方々は日常の買い物に不便を感じていますか」という問い合わせに対して、「不便を感じていると思う」との回答が48件あり、「不便を感じていないと思う」との回答は33件（「どちらともいえない」1件、「わからない」5件）で、不便を感じている集落の割合は約55%となっている。



#### (不便を感じていると回答した理由)

- ・ 近所に店がない、近所の店がなくなった……18件
- ・ 車のない人は不便だ……14件
- ・ バス停まで出るのが大変、公共交通機関がない……10件
- ・ 地域にタクシーがない……1件

このほか、スーパー等が遠い、近所の店の鮮度や品揃えが悪いことのほか、宅配やタクシー、運転免許のある人に頼むという現在の買い物の方法に対する不便や不満が21件あった。

また、不便の解消に向けて、地域の助け合いが必要との意見が2件あった。

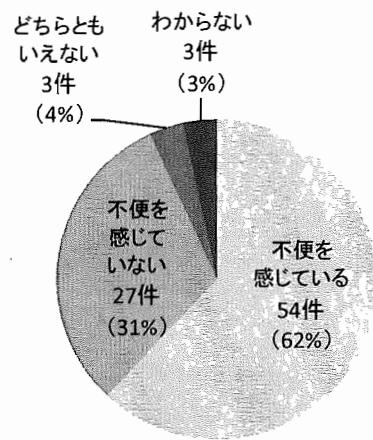
#### (不便を感じていないと回答した理由)

- ・ 車を運転している人がほとんど、車があるので便利……8件  
(一方で「車を持たない人は不便だろう」3件、「今は良いが車の運転ができない人が今後増えると不安」3件との意見があった。)
- ・ スーパー等日用品の購入先が近い……7件
- ・ 生協等の宅配がある……4件
- ・ 個別の商店やヤクルトなどの移動販売がある……4件
- ・ 運転免許がない人でもそれなりの手段で買い物を行っている……2件

## (2) 通院関係

### 【通院の利便性に関する代表者の認識】

「集落の方々は通院に不便を感じていますか」という問い合わせに対して、「不便を感じている」との回答が54件あり、「不便を感じていない」との回答は27件（「どちらともいえない」3件、「わからない」3件）で、6割以上の集落で通院に対して不便を感じていると回答している。



#### (不便を感じていると回答した理由)

- ・ 交通の便が悪い（便数、時間帯等）……35件
  - ・ 身近な病院は診療時間、診療科目が限られている……12件
- このほか、特に積雪時や途中に階段があることから通院が不便という意見もあった。

#### 通院に不便を感じるか

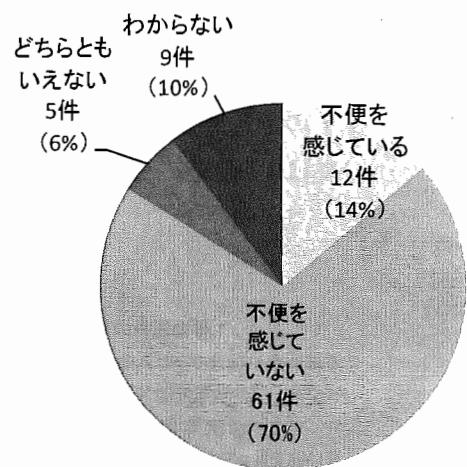
#### (不便を感じていないと回答した理由)

- ・ 病院が近い……6件
  - ・ 公共交通機関がある……6件
  - ・ 車利用の人がほとんどなので問題ない……4件
- このほか、慣れているので何とかなっている（3件）、行けなくても往診がある（1件）のほか、医療費が安く気軽に医者にかかるので大きな病気にかかることが比較的少なく遠くの病院に行く必要性があまりないなどの意見もあった。

### (3) デイサービス関係

#### 【デイサービスの利便性に関する代表者の認識】

「集落の方々はデイサービス施設の利用に不便を感じていますか」という問い合わせに対して、「不便を感じている」との回答が12件、「不便を感じていない」との回答が61件（「どちらともいえない」5件、「わからない」9件）で、約7割の集落で不便を感じないと回答している。



#### (不便を感じていると回答した理由)

- ・ 行きたい日に行けない……6件
- ・ 気遣いをしてしまう、人間関係のストレス……2件
- ・ 費用がかさむ……1件
- ・ 交通の便が悪い……1件

#### デイサービス施設の利用に不便を感じるか

#### (不便を感じていないと回答した理由)

- ・ 送迎がある……38件

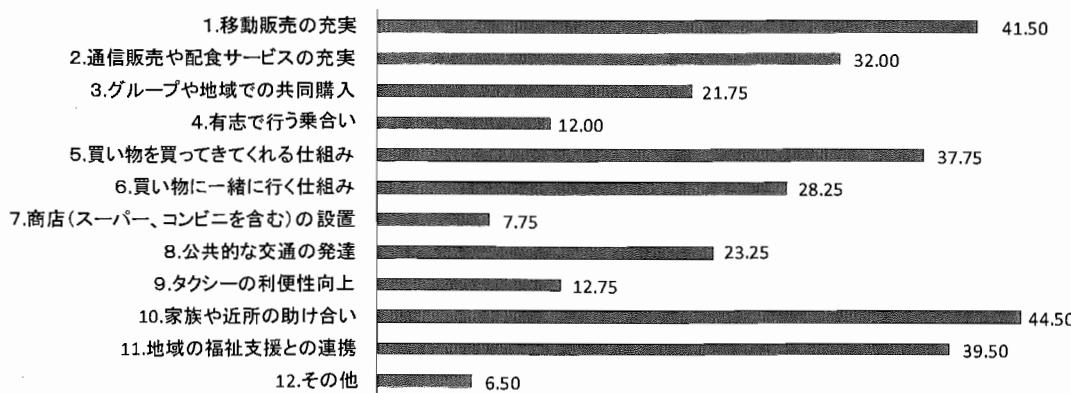
このほか、デイサービスが買い物にも連れて行ってもらえるという意見もあった。

#### (4) 今後活用すべき仕組みについて

5年後を見据えて日常の買い物ができるためには、どのような仕組みが必要だと考えるのか意見を聞いたところ、次のような結果となった。

11の選択肢から1位から3位までの3項目を選択してもらい、1位に挙げた項目については1.5を、2位に挙げた項目については1.25を乗じて点数を集計した。

#### 今後活用すべき仕組み



最も点数が多かったのは、「10. 家族や近所の助け合い」で44.5ポイントとなっている。理由としては、「お年寄りの買い物を地域で支えているから」、「一番現実的だから」というコメントが挙げられている。

また、「近所、家族とも付き合いが必要だから当たり前のこと。昔から五人組があり、何事があっても親戚付き合いをしてきた」というように、地域では支えあいを当然のことと考えており、「地域の良さを保つには助け合いが必要」、「今後も続ける」という意見に反映されている。

今後、地域での助け合いを継続していくためには、「昼間は若い人がいない」、「荷物を運ぶのは大変」とあるように若い人の確保が課題となっている。

(「10. 家族や近所の助け合い」との回答へのコメント)

- ・ 地域の良さを保つためには助け合いが必要……7件
- ・ お年寄りの買い物を今も地域で支えている……6件
- ・ 一番現実的だから……3件
- ・ 昔から五人組があり、何事があっても親戚付き合いをしていた……1件
- ・ 昼間は若い人がいない……1件
- ・ 荷物を運ぶのは大変だ……1件 等

次に多かったのが、「1. 移動販売の充実」で41.5ポイントとなっている。理由としては、「現実的」、「近くで買い物ができる」、「高齢者や周囲の人の負担が軽い」、「自分で商品を選べる」という声や「今後の高齢化に向けて必要」というコメントが挙げられて

いる。

一方で「少し割高」なので利用が減っており、「移動販売をなくさないため購入を促進して支える必要がある」というコメントも見られた。

(「1. 移動販売の充実」との回答へのコメント)

- ・ 近くで買い物ができる……7件
- ・ 今後、高齢化が進むにつれて必要になる……5件
- ・ 自分で商品を選べる……2件
- ・ 今後活用すべき仕組みとして最も現実的……2件
- ・ 移動販売をなくさないため購入を促進して支える必要がある……2件
- ・ 高齢者や周囲の人の負担が軽い……1件
- ・ 配達料がかかるため少し高くなる……1件

3番目に多かったのが「11. 地域の福祉支援との連携」で、理由としては、5年後、10年後、地域に住む多くの人が高齢者となる中で、その高齢者を支える若い層がいなくなる場合を考えると、地域福祉サービスとの連携が必要との意見が多くなっている。

連携の方法としては、ホームヘルパーによる家事支援の一環での買い物代行や、デイサービスでの買い物ツアーなど様々な意見が挙がっている。

(「11. 地域の福祉支援との連携」との回答へのコメント)

- ・ 現在、デイサービスで実施している買い物ツアーがよい。ただ、病気になると利用できない点の改善が必要……2件
- ・ みんなが高齢になるので必要……1件
- ・ 今70代の方の5年先、10年先が大変だ……1件
- ・ 足のない人にとっては福祉バスとの連携が必要……1件
- ・ 家に来て家事もしてもらえる……1件

次いでポイントが高かったのが、「5. 買い物を買っててくれる仕組み」となっている。理由としては、「出歩くのが難しくなった人の見守り等を兼ねることができるから良い」、「今も頼まれることがある」という意見がある一方で、「生活の中を見ることになる」と心配する意見や持続するためには「システムやルールを作る必要がある」という意見があった。

(「5. 買い物を買っててくれる仕組み」との回答へのコメント)

- ・ 高齢化で外出が困難になるので必要……3件
- ・ 集落でそうした仕組みづくりを考える必要がある……2件
- ・ 出歩くのが難しくなった人の見守り、健康状態の確認も兼ねられる……1件
- ・ 店がないから（小売店を維持できる人口はない）……1件

- ・ 有償で買い物代行をする仕組みをつくると持続するのではないか…… 1 件
- ・ 今も頼まれることがあるので。ただ、生活を覗くのが気になる…… 1 件
- ・ システムやルールを作る必要がある…… 1 件
- ・ 信頼できる人に代行してもらう必要がある…… 1 件 等

5番目にポイントが高いのが、「2. 通信販売や配食サービスの充実」となっている。主な意見は次のとおりで、特に高齢の一人暮らしの男性の回答が多くなっている。また、利用に当たっては、わかりやすさ、注文しやすさという観点から「紙ベース、電話での注文が必要」との意見があったる。

(「2. 通信販売や配食サービスの充実」との回答へのコメント)

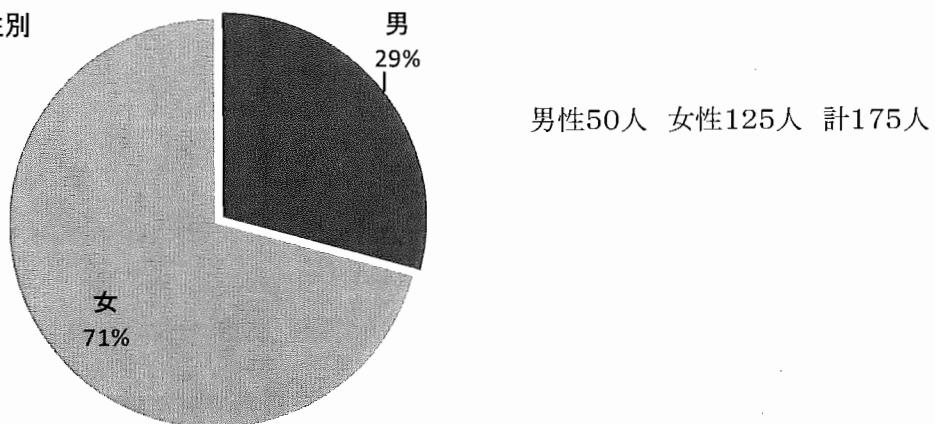
- ・ 家まで配達してくれるので便利…… 2 件
- ・ 栄養の偏りをなくすためにも配食サービスは必要…… 2 件
- ・ ネットでの注文は難しいので、紙ベース、電話での注文が必要…… 2 件
- ・ 近くに店がなく、食材の調達のために必要…… 1 件
- ・ スーパーと連携できればよい…… 1 件
- ・ 動けなくなったらこれしかない…… 1 件
- ・ 配送サービスの充実が必要（船着き場から各戸への配送の改善）…… 1 件

## 5 集落の住民に対する調査

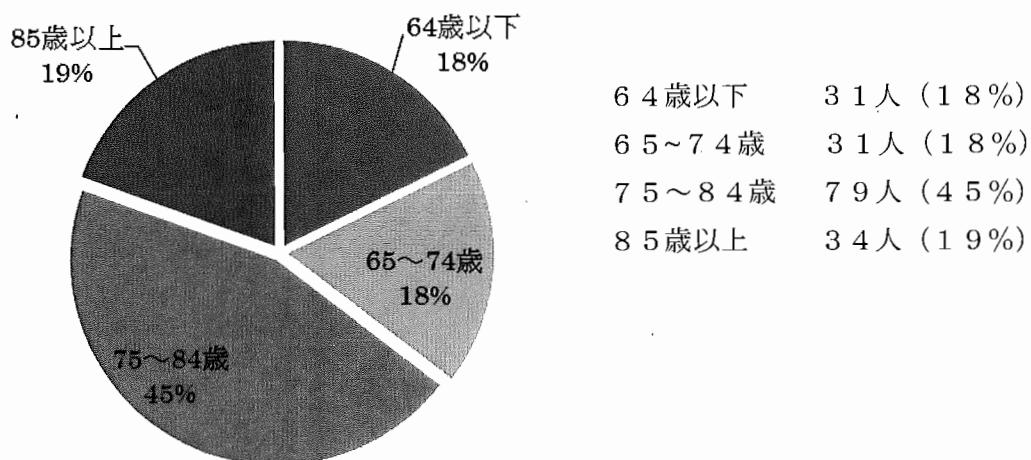
### (1) 住民回答者属性

聞き取り調査した集落住民の属性は次のとおりである。

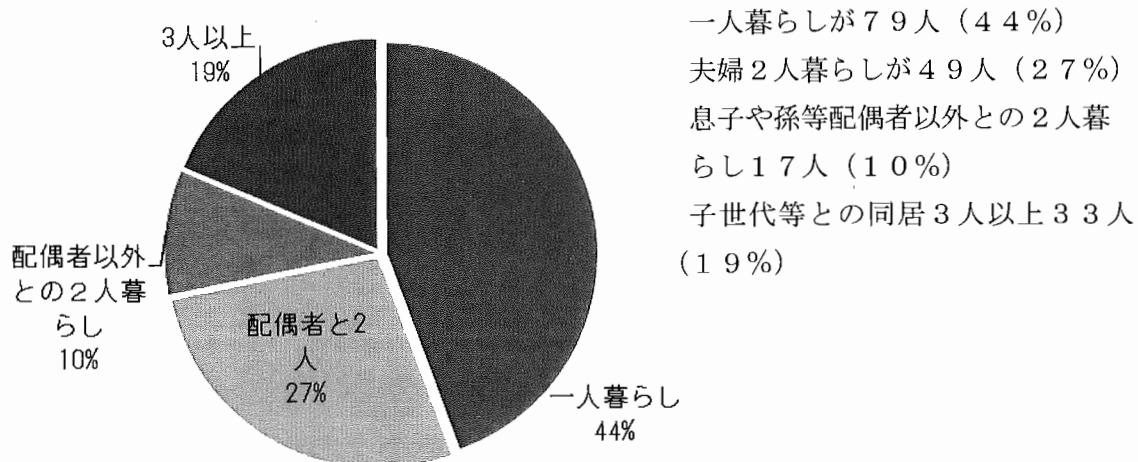
#### ① 性別



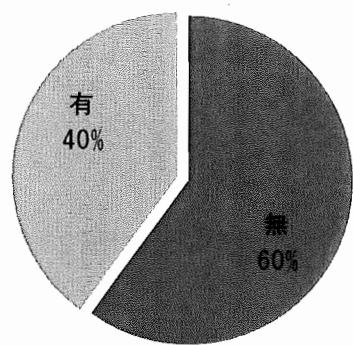
#### ② 年齢



#### ③ 家族構成

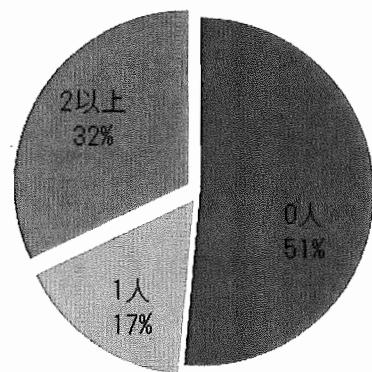


#### ④ 運転免許の保有状況（本人・世帯）



回答者本人の運転免許の保有状況については有が70人（40%）、無が105人（60%）だった。

世帯の運転免許保有者



世帯で見た場合の保有状況は、世帯の誰も持っていないが90世帯（51%）、本人も含めて1人が持っているが29世帯（17%）、2人以上が免許を持っているが56世帯（32%）だった。

## (2) 買物の現状

自ら出向いて商店で買い物をする場合のほか、商品を積んだ車が近所または家に来る移動販売、生協・農協などの宅配サービスを利用するといった回答のほかにも多様な入手方法を活用している。

例えば、野菜・米は自家生産や近所からもらうという場合も多く、「近所の農家から毎年買っている」という声も聞かれた。同様に、「買ってきてもらう」、「娘が来るときに買ってくる」、「連れて行ってもらう」、「一緒に行く」という回答も多くあった。

また、そのほかに「デイサービスの一環による買い物ツアー」など、様々な方法で買い物を行っている状況が見られた。

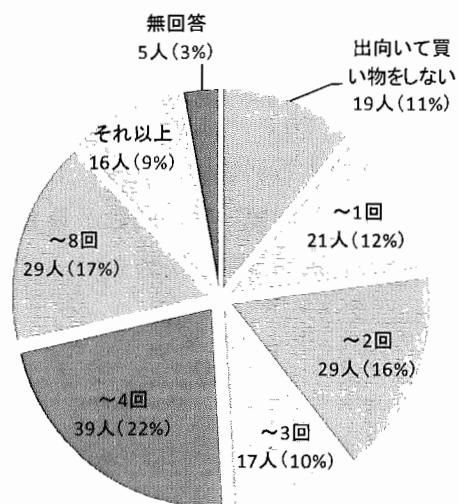
### ① 自ら商店に出向いて買い物をしている場合

#### 【自ら商店に出向いて買い物をする回数】

日常の買い物を行う複数の商店のうち最も頻繁に出向いて買い物をする商店を住民が平均して利用する回数は、月3.5回／人となっている。月当たりの買い物の回数を見ると、自ら商店に出向いての買い物をしない人は19人(11%)、1回買い物をしている人は21人(12%)、2回以下は29人(16%)、3回以下は17人(10%)、4回以下は39人(22%)、8回以下は29人(17%)、それ以上が16人(9%)、無回答5人(3%)という結果になっている。

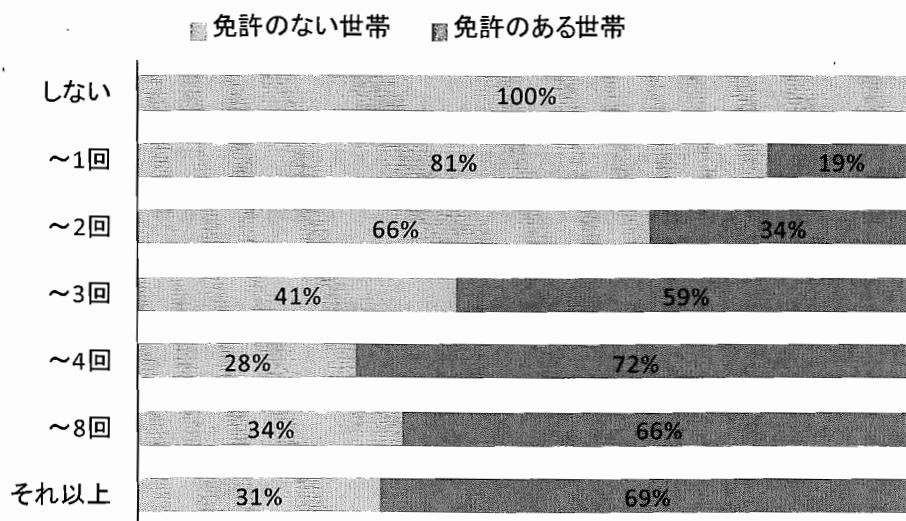
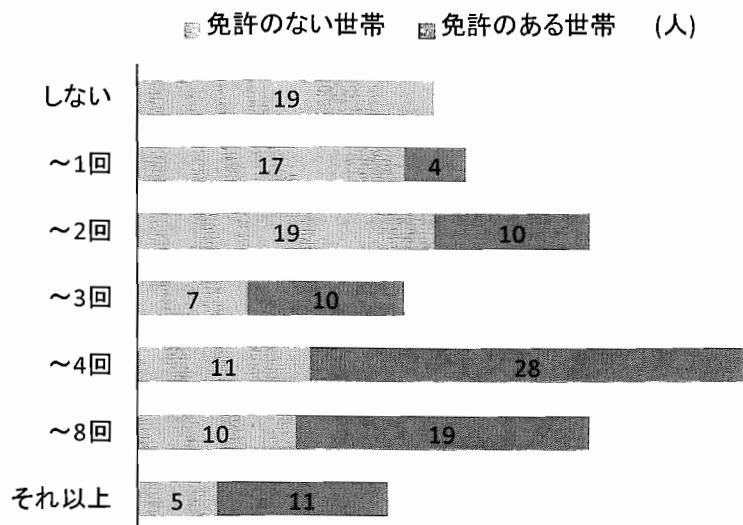
「商店に出向いての買い物をしない人」を含め半数近く(49%)が商店に出向いての買い物の回数は月3回以下となっている。

なお、商店に自ら出向いて買い物をしない19人については、近所の人や子どもなどに買い物に連れて行ってもらったり、買ってきてもらったりしているほか、生協などの宅配サービスを利用している。



自ら商店に出向いて買い物をしている回数

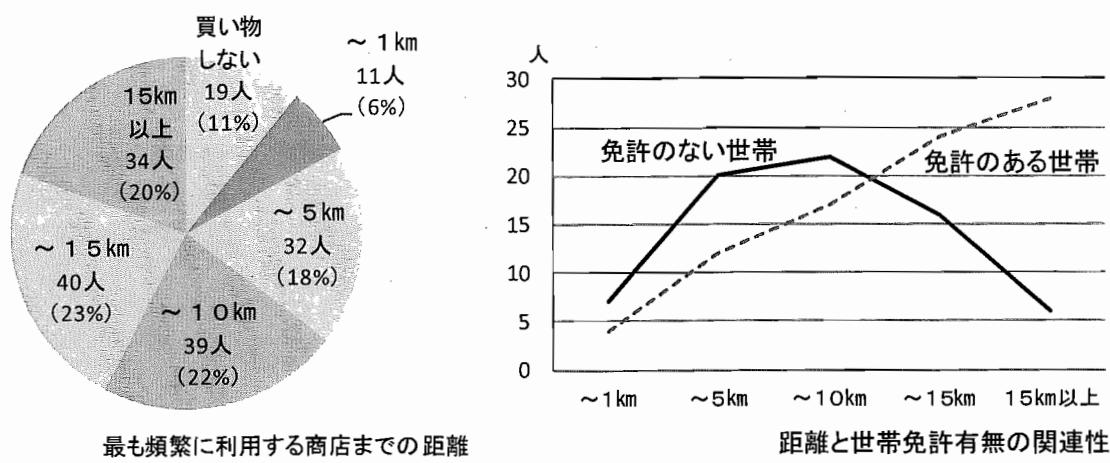
【買い物に出向く回数と世帯内の自動車運転免許の有無との関係】



買い物をする回数は、個人の生活の仕方にもよるものであり一概には言えないが、商店に出向いての買い物の回数が月2回以下の場合は、自動車運転免許のない世帯に属している人の占める割合が大きい。

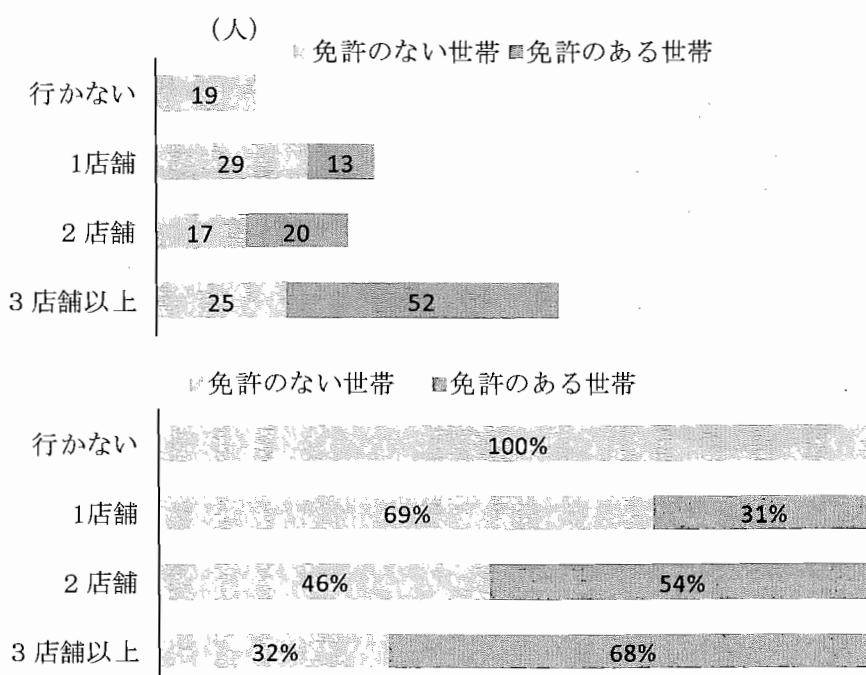
### 【買い物に出向く商店までの距離（最も頻繁に利用する商店までの距離）】

集落の住民が出向く最も近い商店までの平均距離は5.8kmだったが、最も頻繁に出向く商店までの平均距離は1.1kmとなっている。頻繁に利用する商店までの距離を見ると、1kmメートル以内が6%、5km以内が18%、10km以内が22%で、10kmより遠い商店に出向いている住民の割合は43%となっている。



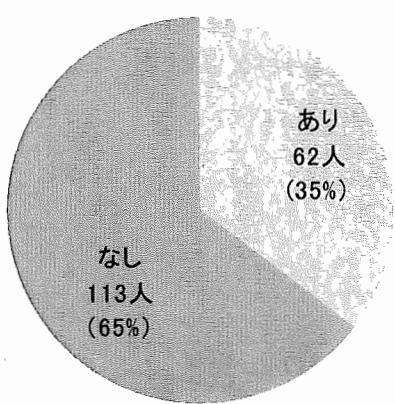
### 【買い物に出向く商店の数と世帯の自動車運転免許保有状況】

買い物に出向く商店数を世帯の自動車運転免許保有状況別に見たところ、運転免許を保有している世帯に属する人ほど買い物に出向く商店数が増えている。



## ② 移動販売で買い物をしている場合

移動販売利用の有無



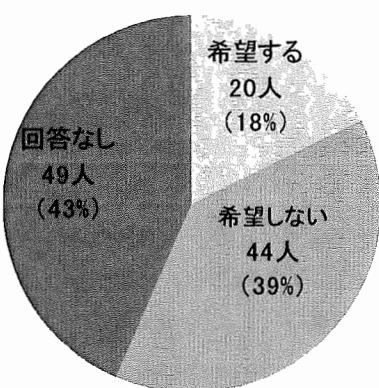
62人（35%）が移動販売を利用してお  
り、113人（65%）が利用していない。

### 【移動販売への要望】

- ・ 個食パックを小さくしてほしい……3件
- ・ 少しずつでもいいから品揃えを変えてほしい……2件
- ・ いつ来るか時間帯がわからないので決まった時間に来てほしい……2件
- ・ 来てくれるだけでも良い……1件
- ・ 再開してくれたら嬉しいが、無理は言えない……1件
- ・ 仕方ないが、値段が高い……1件

### 【現在移動販売を利用していない人の移動販売の利用希望の有無】

移動販売利用希望の有無



移動販売を利用していない113人のうち、20人（18%）が移動販売の利用を希望し、44人（39%）が希望しないという結果となった。

(「移動販売がない場合、移動販売を希望しますか。」についての主なコメント)

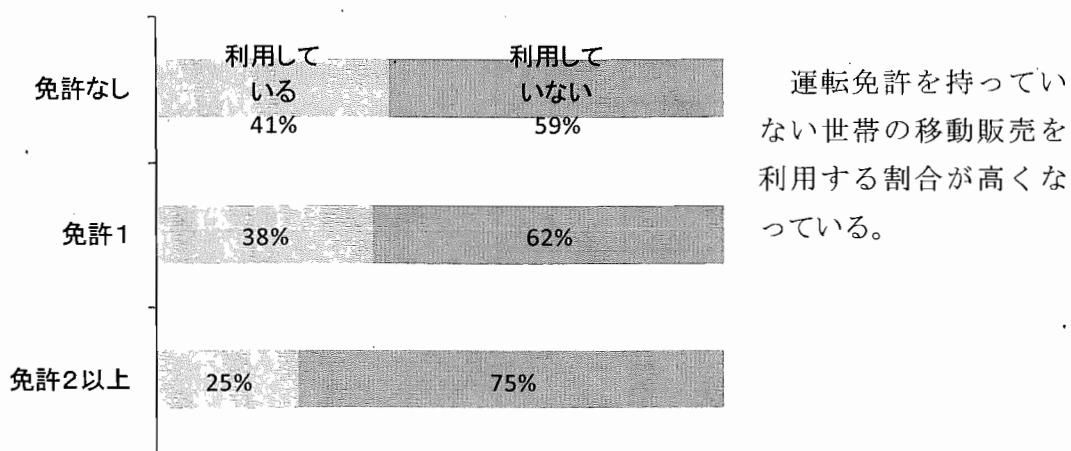
(希望する)

- ・ 食料品・生活用品を買いたい…… 5件
- ・ 現物を見て衣類、食品を買いたい…… 3件
- ・ JAがやってくれると良い。ただし、絶対買うとは約束できないので、お願ひするのは気が引ける…… 1件

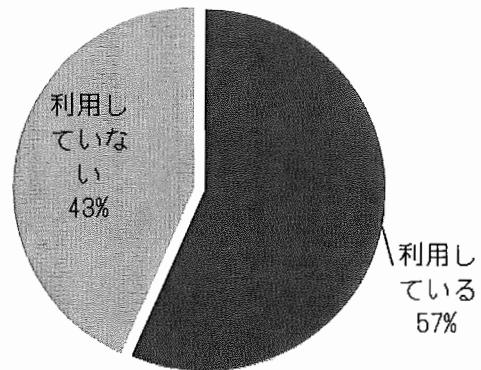
(希望しない)

- ・ お店に行った方がたくさんの商品の中から選べる…… 1件
- ・ 留守が多いので利用しづらい…… 1件
- ・ 娘が買ってきてくれるの必要ない…… 1件
- ・ デマンドタクシーで買い物に行けるの必要ない…… 1件

#### 【移動販売の利用と世帯の自動車運転免許取得の有無】



### ③ 宅配サービスで買い物をしている場合



宅配サービスを利用している住民は99人（57%）で、生協、農協のほか個人商店の宅配サービスを利用している。

主な宅配サービス事業者

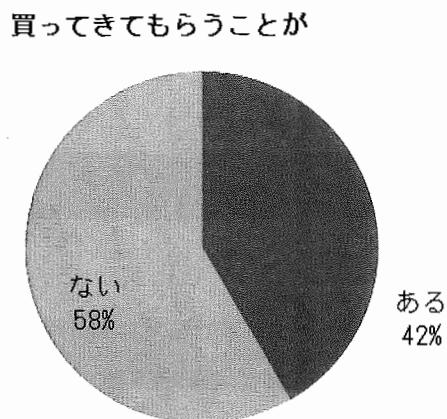
事業者名	利用者
生協	51人
農協	39人
ネット販売	7人
テレビ通販	5人
その他個人商店等	32人

住民が利用している宅配サービスの事業者を見ると、生協（宅配利用者の約5割）と農協（宅配利用者の約4割）の利用が多く、また、スーパー等のネット販売やカタログ販売なども利用している。

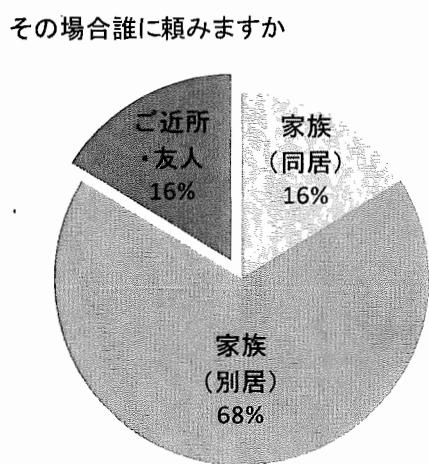
#### 【宅配への要望】

- ・ 特にない。慣れた……3件
- ・ 現状でもありがたい……1件
- ・ 家まで持って来てほしい。離島料金が高い……1件
- ・ 欲しい商品が廃番になった……1件
- ・ 新鮮な魚がほしい……1件
- ・ カタログの字が小さく、お年寄りには読みにくい……1件
- ・ おいしいが、一度に食べきれない……1件
- ・ すぐに届けてほしい……1件
- ・ 店で買うと重くてかさばるので宅配は便利……1件
- ・ 安くしてほしい……1件
- ・ 近くの店では品ぞろえが悪いので、非常に助かっている……1件
- ・ 決まった食材が届くシステムで、自ら内容を選べない……1件
- ・ ケアをよくしてほしい……1件
- ・ 届く日を明確に教えてほしい……1件
- ・ 不在だったら、家の前に置いておいてほしい……1件

④ 日常の必需品を買ってきてもらっている場合（買い物代行）



日常の必需品を買ってきてもらうことがあると答えた人は73人（42%）で、買ってきてもらうことがないと答えた人は102人（58%）となっている。



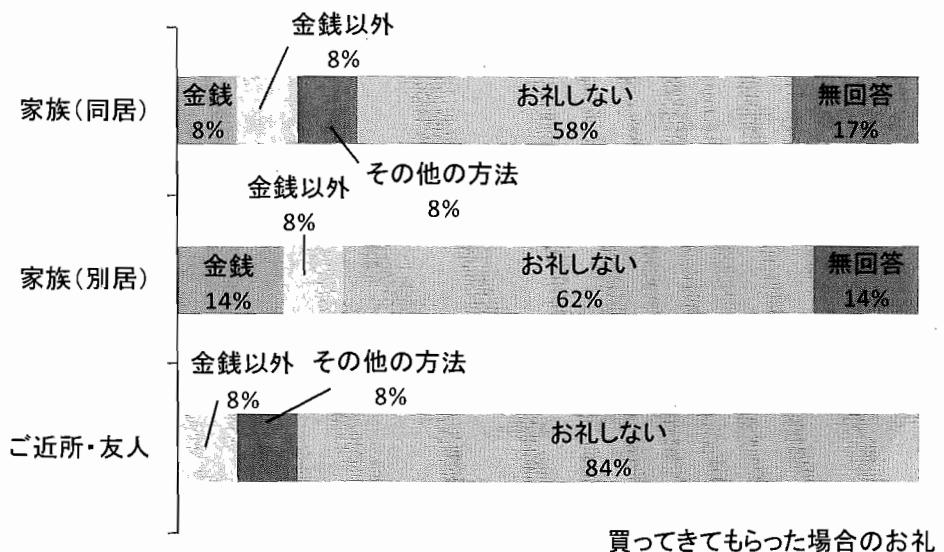
買い物を頼む相手は、別居を含め8割以上が「家族」となっている。

【買ってきてもらった場合のお礼】

買ってきてもらった場合、お礼の内容について聞いたところ次のとおりであった。

単位:人

	金銭	金銭以外	その他 の方法	お礼 しない	無回答	計
家族(同居)	1	1	1	7	2	12
家族(別居)	7	4		31	7	49
ご近所・友人		1	1	10		12
計	8	6	2	48	9	73

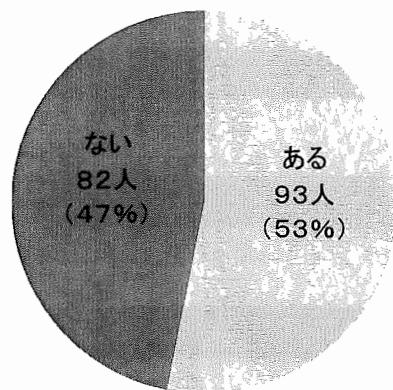


(「必需品を買ってきてもらう」ことについてのコメント) (複数回答あり)

- 金銭でお礼する
  - 1回1,000円……1件
  - 1回10,000円……1件
  - ガソリン代……3件
  - お釣り（端数、1～3割）……4件
  - 盆と正月にまとめてお金でお礼する……1件
- 金銭以外でお礼する
  - 家にあるものをあげる……4件
  - 野菜や米、ビール、洗剤など……3件
  - 買い物と一緒に買ってあげる……1件
- そのほかの方法でお礼する
  - 同居なので電気代金を支払う……1件

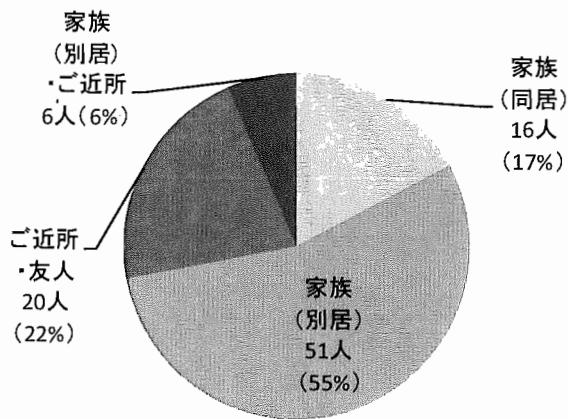
## ⑤ 買い物に連れて行ってもらっている場合

買い物に連れて行ってもらう・一緒に行くことがある



「買い物に連れて行ってもらう」、「車に同乗して一緒に行くことがある」と答えた人は93人（53%）となっている。

誰に頼みますか・誰と一緒に行きますか



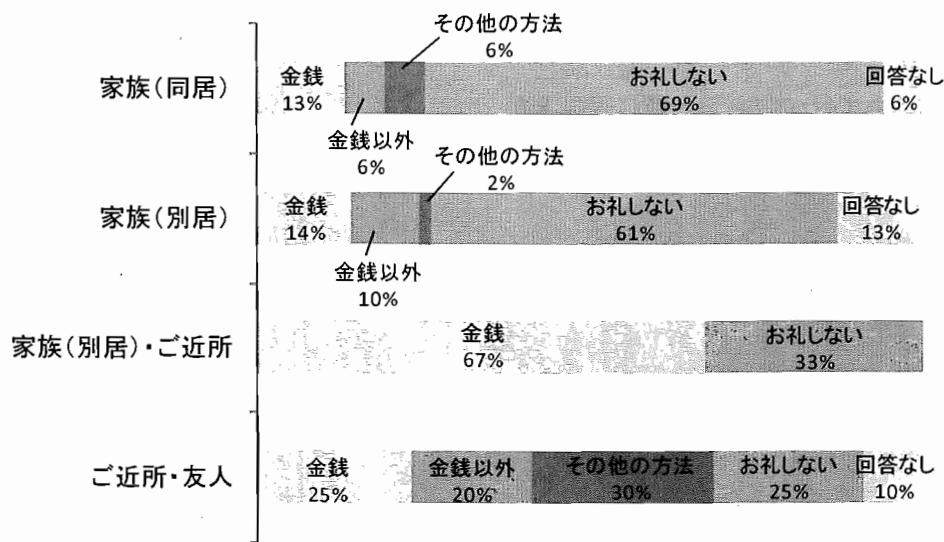
買い物に連れて行ってもらう相手は、家族が67人（72%）で、次いで「ご近所・友人」が20人（22%）となっている。

### 【買い物に連れて行ってもらった場合のお礼】

買い物に連れて行ってもらった場合、お礼の内容について聞いたところ次のとおりであった。

単位:人

	金銭	金銭 以外	その他 の方法	お礼 しない	無回答	計
家族(同居)	2	1	1	11	1	16
家族(別居)	7	5	1	31	7	51
家族(別居)・ご近所	4			2		6
ご近所・友人	5	4	6	5		20
計	18	10	8	49	8	93



#### 【買い物に連れて行ってもらった場合のお礼】

買い物に連れて行ってもらった場合のお礼の内容について聞いたところ次のとおりであった。(複数回答あり)

- 金銭でお礼する

- 1回1,000円……3件
- 1回3,000円……2件
- 1回5,000円……4件
- 1回10,000円……2件
- 1か月10,000円……1件
- ガソリン代を出す……3件
- 小遣い程度……2件

- 金銭以外でお礼する

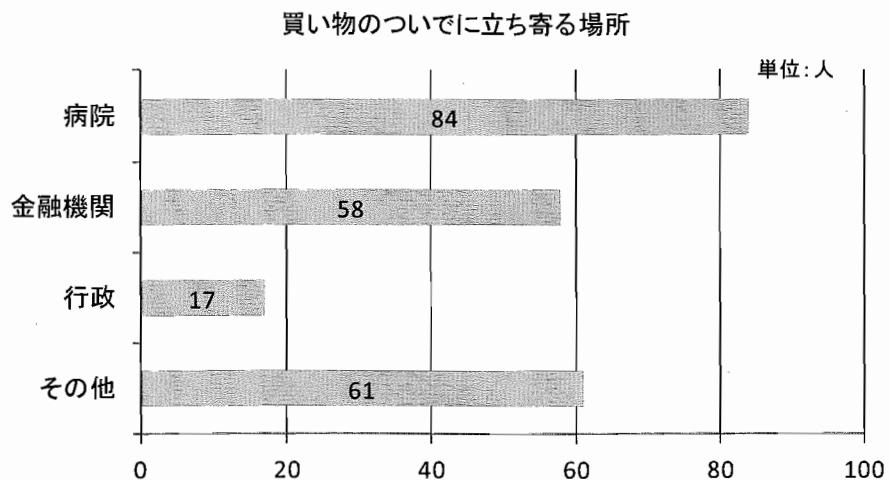
- 買い物を代わりに購入して渡す・買ったものを分ける……8人
- 品物（ビール、犬のえさ、バナナ1房程度など）を渡す……4件
- 野菜をお裾分けする……3件
- 1,000円程度の物を渡す……1件
- 3,000円程度の物を渡す（歳暮・中元）……1件
- 商品券（5,000円）を渡す……1件
- ビールを渡す……1件
- 犬のえさなどを購入する……1件

- そのほかの方法でお礼する

- 一緒に食事をする……7件
- 手伝いをする……1件
- 参加費500円を支払う……1件

## ⑥ 買い物に行ったついでに立ち寄る場所

買い物のついでに立ち寄る場所を聞いたところ、175人のうち、半数以上（84人）が病院に行っており、次いで金融機関が58人、行政が17人、その他が61人という結果になっている。

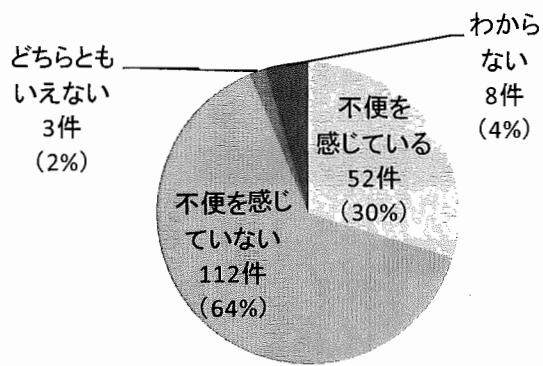


(その他に立ち寄る場所)

その他に立ち寄る場所として、ご近所・友人宅（友人の店）・実家・飲食店・美容院・農作物の出荷などがあげられた。

## ⑦ 日常の買い物に不便を感じているかどうか

「日常の買い物に不便を感じていますか」という問い合わせに対して、「不便を感じている」との回答が 52 件 (30 %) あり、「不便を感じていないと思う」との回答は 112 件 (64 %) となっている。



### (不便を感じている理由)

- ・ 公共交通が不便……10 件
- ・ 車がない、運転できない……10 件  
(これとは別に自分の運転が今後不安との回答が 1 件あった)
- ・ 近所に店がない、大きなスーパーが遠い……8 件。
- ・ 利用している商店や宅配の品揃え、価格、仕組み（すぐ手に入らない）が不満  
……8 件
- ・ 人に買い物を頼まなくてはいけない……4 件
- ・ 将来に不安を感じる……4 件  
このほか、「頼れる人がいない」、「家族が帰ってこない」、「体の自由が効かない」、「タクシーなので経済的にきつい」、「移動手段が限られる」との回答が見られた。

### (不便を感じない理由)

- ・ 自分で車等を運転して買い物できる……29 件
- ・ 何とかしている、慣れた……24 件
- ・ 子どもが持ってきててくれる、子どもが買い物に連れて行ってくれる……19 件
- ・ 夫が車を運転できる、買い物を頼める家族がいる……15 件
- ・ 生協や農協など宅配が利用できる……6 件
- ・ 現在は不便ではないが、将来に不安を感じる……5 件
- ・ 近所の人がサポートしてくれる……4 件
- ・ 買い置きができる……3 件
- ・ 移動販売が利用できる……3 件
- ・ 福祉バスが利用できる……2 件
- ・ 友達同士で支え合っている……1 件

## 6 集落調査を終えて

- ・ 今回調査を行った集落では、商店等に出向いての買い物のほか、移動販売や宅配サービスを利用したり、同居以外の家族や近所の人に買い物をして来てもらったり、買い物に連れて行ってもらうなど様々な方法で日常の買い物を行っている。
- ・ 商店等で買い物する場合には、複数の商店で買い物をしているが、それまでの平均距離は13.6kmで、最も近い商店でも平均で5.8km離れており、車を運転できない住民などを中心に買い物に不便を感じている状況がある。
- ・ 移動販売については、35%の住民が利用しており、商品を見て買いたい等の理由から残りの18%の住民が利用したいと回答しており、半数以上の住民が利用を希望している。
- ・ 家族のほか、近所の人が買い物をサポートしている状況がある。「買い物をして来てもらう」、「買い物に連れて行ってもらう」相手としては、家族の割合が高く、近いところでは2~3km離れたところに暮らす子どもが月に1回から4回ほど買い物も兼ねて訪ねるというケースが多いが、中には県外に暮らす子どもが2時間かけて週に1回訪問するという例もあった。
- ・ 調査をする中で、住民から、「自分の目で見て買いたい」、「ツアーようにみんな買い物に行くのであれば利用する」という意見があったほか、「買い物で近所に迷惑をかけるのは気が引ける」という地域に対する遠慮や「知らない人には買い物を頼みたくない」、「知っている人でないといやだ」、「子どもが来てくれなくなったら施設に入る」という意見があった。

また、集落の代表者からは、「買い物の話があれば世話をしたり連れて行ったりする。様子は見ているけれども、こちらから声をかけるのは遠慮している」といった意見があり、「買い物」は、「娯楽の要素」であるとともに、プライベートが透けて見えるものであり、他人に知られたくないものと考えていることが伺える。

## 各市町村別の移住・定住促進施策一覧

(平成23年12月)

	制度の名称	制度概要		備考
		目的・対象者・要件等	助成内容	
津山市	坪井駅前団地定住促進制度	<p>若者定住促進政策として、坪井駅前団地（全8区画）の分譲地購入者のうち、40歳未満の者などの申請者に対する優遇制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 要件           <ul style="list-style-type: none"> <li>・40歳未満の者などが、坪井駅前団地を購入し、3年以内に住居を新築すること</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般販売価格：65千円／坪</li> <li>・40歳未満の夫婦：60千円／坪</li> <li>・40歳未満の夫婦と小学生以下の子供：55千円／坪</li> <li>・母子・父子家庭と小学生以下の子供：55千円／坪</li> </ul>	他
笠岡市	住宅新築助成金	<p>定住人口の増加を図るとともに地域の活性化の対策として、若年者等の住宅取得に対し助成金を交付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 対象者(次の全てに該当)           <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市に10年以上定住することを誓約する者</li> <li>・H21.4.1～24.3.31までに契約し25.3.31までに新築した者</li> <li>・工事契約日に満40歳以下の者</li> </ul> </li> <li>○ 要件           <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者が居住することを目的に新たに住宅を建築するための経費で500万円以上</li> </ul> </li> </ul>	助成対象経費の10/100 (上限100万円)	住宅
	定住促進に 係る固定資 産税相当額 一部助成金	<p>定住人口の増加を図るとともに地域の活性化の対策として、住宅を新築した者に助成金を交付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 対象者(次の全てに該当)           <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市に10年以上定住することを誓約する人</li> <li>・H21.4.1～24.3.31までに市内へ新たに住宅を取得し、取得した住宅がH22～25年度の間に新たに固定資産税の賦課を受ける対象となった人及び共有名義人</li> <li>・新たに取得した住宅を生活の本拠地としている人</li> <li>・住宅新築助成金の交付を受けていない人</li> </ul> </li> </ul>	<p>新たに固定資産税が課せられることとなった年度から起算して3年度を限度として、住宅に係る固定資産税の額の2分の1に相当する金額を助成</p> <p>ただし、助成対象は住宅部分に限る</p>	住宅
井原市	四季が丘団地助成金	<p>分譲地の販売と定住促進を目的として、四季が丘団地の分譲地を購入した者又は住宅等を建設した者若しくは建設された住宅等を購入した者に対し助成金を交付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 対象者           <ul style="list-style-type: none"> <li>・団地分譲開始後3年以内に分譲地を購入した者、住宅工事に着工し、1年以内に完成させることができる者</li> <li>・販売を目的とした業者が建築した住宅を購入した者</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅等取得資金利子助成金 借入金(上限3,000万円)に対する利息(上限2%)を3年間(36か月)補給</li> <li>・固定資産税相当額助成金 固定資産税相当額を3年間助成(土地、建物) 建物対象は住宅部分のみ</li> <li>・上水道加入負担金助成金 上水道加入負担金相当額(13mmで126千円)を助成 13mm超：126千円まで</li> <li>・C A T V加入等助成金 C A T V新設工事等の基本料金(1台)を助成 (新設の場合52,500円)</li> <li>・新エネルギー導入助成金 太陽光発電1kw当たり10万円 上限50万円(新築時のみ対象)</li> <li>・引越し費用助成金 引越し費用として、1区画につき5万円を助成</li> </ul>	<p>公営 分譲</p> <p>公営 分譲</p> <p>公営 分譲</p> <p>公営 分譲</p> <p>公営 分譲</p> <p>公営 分譲</p>

## 各市町村別の移住・定住促進施策一覧

(平成23年12月)

制度の名称	制度概要		備考
	目的・対象者・要件等	助成内容	
高梁市 定住促進住宅建築費等助成金	<p>定住を促進し、本市人口の増加と地域経済の活性化を図るため、市内において住宅を新築する者、中古住宅を購入し改修する者又は住宅用地を購入する者に対し助成金を交付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 対象者           <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市に定住の意思をもって移住しようとする者</li> <li>・現に本市に住民登録を有し未成年の子を養育する者</li> <li>・住宅用用地を購入しようとする者</li> </ul> </li> </ul> <p>※新築の場合は市内に事業所を有する建築業者等が施工するもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅新築助成金 5年以上暮らす住宅の新築・購入の場合 新築・購入に係る費用の1/10(上限75万円) ※本市に移住しようとする者で未成年者を養育していない者は上限50万円 ※未成年者を養育している者が、三世代住宅を新築し三世代で居住する場合は25万円加算</li> </ul>	住宅
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅改修助成金 5年以上暮らす中古住宅を改修する場合 購入後6ヶ月以内に発注し、台所、便所、浴室等を市内に事業所を有する建築業者等が改修する場合で、工事費が30万円を超えるもの改修に要する費用の1/3(上限50万円)</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅用地取得助成金 住宅用地を新たに購入し3年以内に新築する場合取得に関する費用の1/10(上限60万円)</li> </ul>	
瀬戸内市 定住促進補助金	<p>分譲宅地の早期完売を図り、定住を促進するため、分譲地を購入した者に補助金を交付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 要件 H22～H26年度までに、市が分譲する分譲宅地に延べ50～240m<sup>2</sup>の宅地を建築し定住すること</li> </ul>	当該分譲宅地の30%を補助	公営分譲
赤磐市 定住促進奨励金	<p>活力あるまちづくりを推進するため、市内の分譲宅地を取得し、定住する者に対して奨励金を交付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 対象者 市分譲宅地を取得し、50m<sup>2</sup>以上の住居用住宅を新築し、宅地売買契約後1年以内に居住を開始し、5年以上定住が見込まれる者</li> </ul>	1件につき20万円とし、義務教育以下の子供がいる場合には、子供1人につき20万円を加算	住宅
真庭市 しらうめ団地住宅建設促進事業補助金	<p>真庭市しらうめ団地において住宅の建設を促進し、早期の住宅団地の形成に資するため、当該団地に住宅を建設又は購入する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付</p> <p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 本人又は配偶者が40歳以下である者又は15歳以下の子のある者</li> <li>イ 市が分譲したそれぞれの宅地において初めて住宅を建設する者</li> <li>ウ 平成26年度の末日までに住宅の建設が完了する者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅建設助成金 申請者又はその配偶者が40歳以下の場合 20万円 申請者に15歳以下の子のある場合 1人につき10万円 ※H25年度～H26年度は半額</li> </ul>	公営分譲

## 各市町村別の移住・定住促進施策一覧

(平成23年12月)

制度の名称	制度概要		備考
	目的・対象者・要件等	助成内容	
真庭市 しらうめ団地住宅建設促進事業補助金	<p><b>【要 件】</b></p> <p>ア 完成見学会を開催する者      イ 市が分譲したそれぞれの宅地において初めて住宅を建設する者      ウ 平成26年度の末日までに住宅の建設が完了する者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅建築促進補助金 住宅の完成見学会を開催する者 7万円</li> </ul>	他
	<p><b>【要 件】</b></p> <p>モデル住宅を建設する者で、次に掲げる要件のすべてを満たすもの</p> <p>ア 市内に主たる事業所（本店）を有する者      イ 宅地建物取引業の免状を有するもの      ウ 建築一式工事に係る建設業の許可を受けている者      エ モデル住宅の建設が平成24年9月末日までに完了する者      オ 当該住宅を6月以上宣伝用のモデル住宅として使用する者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅建築促進補助金 交付する補助金の額は、100万円とし、1事業者につき1回を限度</li> </ul>	他
早島町 若者定住促進奨励金	<p>人口増加と定住化により活力あるまちづくりを推進するため、これに寄与する若者に対し、奨励金を交付</p> <p>○ 対象者      平成22年4月1日以降に新築又は購入した住宅（玄関、居室、便所、風呂及び台所を備えており、居住用部分の床面積が50m<sup>2</sup>を超える住宅）、もしくは併用住宅を新築、取得したもので、住宅の取得日において40歳以下で次のいずれかの要件を満たす人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町外から転入して新しく住宅を取得した人</li> <li>・町内のアパート等に住んでおり、新しく住宅を取得した人</li> <li>・町内で親族等と同居しており、新しく住宅を取得した人</li> </ul> <p>○ 要 件      ・定住の意志を持ち、対象住宅を取得した人      ・住民登録をし、常時居住すること</p>	<p>最初に奨励金の交付を受けた年度から5年間交付し、年額10万円</p>	住宅
矢掛町 住宅新築助成金	<p>定住人口の増加と少子化対策を図るとともに地域の活性化に資するため、新たに住宅を新築した場合に助成金を交付</p> <p>○ 対象者      ・居住を目的に町内に新たに住宅を建築したもの</p> <p>○ 要 件      ・10年以上定住を誓約する者      ・25年度末までに工事を契約し、26年度末までに新築、入居した者      ・対象者が居住することを目的に新たに住宅を建築するための経費で500万円以上であること</p>	<p>助成対象経費の100分の10に相当する金額を助成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・40歳以下の者（上限100万円）</li> <li>・40歳以下で以前3年間に町内に居住したことなく、転入してきた者（上限120万円）</li> <li>・40歳以上の者（上限50万円）</li> <li>・40歳以上で以前3年間に町内に居住したことなく、転入してきた者（上限60万円）</li> </ul>	住宅

## 各市町村別の移住・定住促進施策一覧

(平成23年12月)

	制度の名称	制度概要		備考
		目的・対象者・要件等	助成内容	
矢掛町	住宅団地促進助成金	人口の増加と少子化対策として、町内への定住促進と民間開発による住宅団地の誘導促進を図ることを目的として、住宅団地を購入した者に対して、助成金を交付 ○ 対象者 助成対象者が住居することを目的に新たに住宅団地（土地開発公社が分譲販売したもの）を建築した者 ○ 要件 ・10年以上定住を誓約する者 ・25年度末までに工事を契約し、26年度末までに新築、入居した者	・水道加入負担金助成 13mm水道加入負担金相当額を助成 ・下水道受益者負担相当額助成 農業集落排水施設受益者負担金相当額、もしくは下水道受益者負担金相当額を助成 ・矢掛放送CATV加入助成 矢掛放送ケーブルテレビ加入工事費のうち、加入金相当額を助成	他
		○ 対象者 助成対象者が住居することを目的に新たに住宅団地に住宅を建築した者 ○ 要件 ・10年以上定住を誓約する者 ・25年度末までに工事を契約し、26年度末までに新築、入居した者	・住宅用地購入助成 新築住宅入居時に、小学生以下の子どもがいる者に対し、住宅新築による住宅用地購入にかかる経費の100分の10の相当する金額を助成 (上限100万円)	他
新庄村	留村奨励金	新庄村に家族を持つ新規学卒者の定住を奨励するため、25歳までの新規学卒者が村内に住所を定め就業した場合、留村奨励金を支給	新庄村に5年以上の在住を条件とし、その額は10万円とする	移住定住
	転入奨励金	家族並びに若者の転入を促進するため、義務教育以下の子どもを持つ家族又は、50歳未満の家族及び35歳未満の若者が定住の意思を持って転入した場合、転入奨励金を支給	新庄村に5年以上の在住を条件とし、その額は1世帯につき10万円とする（独身者も同額）	移住定住
鏡野町	町営定住促進住宅無償譲渡制度	本町における若者を中心とした世帯を対象に、独立、住み替え、U・Iターン等積極的に受け入れるための定住促進住宅に、20年間生活し、更に定住の意志がある場合に無償譲渡（5戸設置） ○ 対象者（次の全て該当する者） ・本町に居住又は永住を前提として家族で転入及び転入が確約できる者 ・年間所得が100万円以上である者 ・現に住宅に困窮していることが明らかな者 ・世帯主の年齢が40歳未満で、現在小学校以下の子供がいるか将来見込まれる者 ・本町を愛し、町民の一人として地域に融和できる者	・家賃（月額）5万円 ・敷金15万円（家賃の3ヶ月分）  転入して生活を開始した住居及び土地は、定められた条件で20年間生活し、更に永住の意思がある場合は、無償譲渡 (5戸中4戸に入居済み)	他
	おかやまの木で家づくり推進事業補助金	県産材の需要拡大と町内定住者の拡大、促進を目的として、以下のを満たした場合に補助金を交付 ○ 対象者 おかやまの木で家づくり推進事業実施要領に規定する補助金交付決定者で、町内に自ら居住するために新築される1戸建て住宅を取得する者	1戸 30万円（単町費上乗）	住宅

## 各市町村別の移住・定住促進施策一覧

(平成23年12月)

制度の名称	制度概要		備考
	目的・対象者・要件等	助成内容	
奈義町 町営分譲宅地報奨金	奈義町営分譲宅地の販売促進のため紹介者に報奨金を交付。ただし、紹介者が購入者の2親等以内の親族は対象外	一区画当たり30万円	他
新築住宅普及促進事業補助金	<p>定住人口の増加と県産材の需要拡大を図ることを目的に、奈義町内において住宅を新築する者に対し予算の範囲内において、補助金を交付 ただし、増改築、模様替えは対象外</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 対象者 町内に住宅を新築された方</li> <li>○ 要件 <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人が建築又は購入する一戸建て住宅であること</li> <li>・延べ床面積の1/2以上かつ80m<sup>2</sup>以上が住居用で、台所、便所、浴室があること</li> </ul> </li> </ul>	<p>① 町内に建築する住宅:20万円 ② 町内の施工業者により施工する住宅:10万円 ③ 県の「おかやまの木づくり推進事業」の要件を満たす住宅:10万円(単町費) ④ 前各号に複数該当する場合は合算とする:最大40万円</p>	住宅
西粟倉村 住宅整備助成金	<p>人口の減少を最小限に抑え、地域の活力の維持をはかるため、住宅を新築又は購入した以下の要件を満たす者に助成金を交付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 対象者 村内に住宅を新築及び購入する場合で、村内に住民登録し、5年以上居住を確約し、満45歳以下の者 村分譲地購入の特典を受けている場合は対象外</li> </ul>	1世帯1回に限り、20万円以内 ※世帯全員の収入が、1千万円以下の世帯	住宅
就業研修助成金	<p>人口の減少を最小限に抑え、地域の活力の維持を図るため、以下の条件を満たす者に助成金を交付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 対象者 西粟倉村雇用促進協議会の実施する長期実践型就業研修を終了し、引き続きその事業所に就業するもので、住民登録し、5年以上居住を確約する者</li> </ul>	1世帯1回に限り、毎月2万円以内とし、1年間を限度とする ※世帯全員の収入月額30万円以下の世帯	他
にしあわくら木の家づくり推進事業補助金	<p>村の木材の需要拡大並びに木材産業及び住宅産業の活性化を図るために、村内で生産される木材で村内の製材所が製材した材木を一定量使用し、かつ、村内の建築業者の施工により建築した在来型木造住宅に対し補助金を交付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 対象者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・村内に住所を有し、自ら居住するために村内に一戸建て木造住宅を新築する者又は村外に住所を有し、自ら居住するために村内に一戸建て木造住宅を新築した後、速やかに本村に住民登録する者</li> <li>・住宅完成後10年以上の期間において、本村に住所を有し、当該住宅に居住し、かつ、当該住宅の所有権を第三者へ移転しないことを確約する者 ただし、村長がやむを得ない事情があると認める場合を除く</li> <li>・木材を16m<sup>3</sup>以上使用のこと</li> <li>・建築面積100m<sup>2</sup>以上であること</li> </ul> </li> </ul>	県の「おかやまの木で家づくり推進事業」の補助金20万円に、町単独で1戸当たり50万円を上乗せ補助	住宅

## 各市町村別の移住・定住促進施策一覧

(平成23年12月)

制度の名称	制度概要		備考
	目的・対象者・要件等	助成内容	
久米南町	分譲宅地購入助成金	町分譲宅地への定住促進のため、一定の要件を有する者に予算の範囲内で助成金を交付 ○ 対象者 平成25年度末までに、分譲宅地を購入した者	50万円を交付する
	早期定住促進助成金	町分譲宅地への定住促進のため、一定の要件を有する者に予算の範囲内で助成金を交付 ○ 対象者 ・分譲宅地の引渡し3年以内に自ら居住する住宅を建築すること ・住民基本台帳に記録されていること	分譲価格の100分の10を乗じて得た額を交付 他
	町分譲宅地紹介謝礼金	町営分譲宅地の購入希望者をあらかじめ紹介していただき、結果、宅地の分譲となった場合、その分譲価格に応じて謝礼金を交付 ○ 対象者 紹介者と購入希望者が次の要件をすべて満たす場合とする。 ・分譲宅地の購入申込み以前に、町へ所定の情報提供書の提出があること ・情報提供をいただいた日から1年以内に分譲契約の締結があること ・紹介者と購入希望者が同居の家族でないこと ・紹介者が町の職員でないこと	紹介謝礼金については、分譲代金×3%+6万円。また、謝礼金の交付の時期は、町から購入希望者への所有権移転登記が完了した後、紹介者からの請求により交付 他
	木で家づくり推進事業補助金	県産材野の利用促進と町の分譲宅地への定住促進のため、県が行う「おかやまの木で家づくり推進事業」の上乗せ補助を実施 ○ 対象者 ・おかやまの木で家づくり推進事業実施要領に規定する補助金交付決定者で、町内に自ら居住するために新築される1戸建て住宅を取得する者 ・町が分譲する土地に建築する場合は加算する	県の「おかやまの木で家づくり推進事業」の補助金20万円に、町分譲地の場合はさらに25万円を上乗せし総額45万円を補助 住宅
	空き家活用促進事業補助金	町内に所在する空き家の流動化を図り、町内への定住促進を目的として、空き家を購入若しくは賃借又は無償で使用する転入者、及び転入者に賃貸又は無償で使用させる空き家を所有する者の居住の用に供する部分(店舗、倉庫等の用途に係るもの)を除く)に対し補助金を交付 ただし、当該空き家の機能向上のために行う改修及び設備改善に要する費用に限る ① 台所、トイレ及び風呂の改修費用 ② 簡易水道及び公共下水道への接続工事に要する費用 ③ 前2号に掲げるもののほか、町長が補助することが適当と認める屋内の改修に要する費用 ただし、畳替え、襖又は障子の張り替え、ガラスの入れ替え等簡易な改修に要する費用は除く	補助金の額は、前条に定める経費の総額に10分の4を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。)とし、当該額が100万円を超えるときは、100万円 住宅

## 各市町村別の移住・定住促進施策一覧

(平成23年12月)

制度の名称	制度概要		備考
	目的・対象者・要件等	助成内容	
久米南町 賃貸建築用地無償貸付事業	民間活力を導入しながら地域活性化を図るため、定住環境を整備することを目的として、町内で賃貸住宅を経営しようとする民間事業者等に町有地を無償貸付	この事業の町有地の貸付期間は、契約の日から起算して30年を超えないものとし、貸し付ける町有地の使用料は無償	他
美咲町	町営分譲住宅団地等購入補助金	美咲町住宅団地の早期完売及び町有地販売促進のため、宅地購入者に補助金を交付 ○ 対象者 自ら居住するための住宅を新築することを目的として、町営分譲住宅団地等を購入した者又は第3者に分譲地とともに譲渡することを目的として住宅の建設を行った者から購入した者	購入宅地の面積に対して、坪当たり5,000円 ただし、住宅の新築にあたり、町内の建築業者又は木材業者に発注し、住宅を新築した者については、坪当たり10,000円 公営分譲
	新婚向け賃貸住宅家賃助成金	定住促進のため、賃貸住宅等に入居する新婚世帯の家賃に対して助成金を交付 ○ 対象者 公務員を除く、35歳未満で結婚1年未満の者で、町長が認めた住宅の入居者	住宅手当を控除した実質家賃を基準額に100分の40を乗じて得た額で、支給期間は5年間 月額上限：15,000円（ただし、美咲町有住宅管理のやなはら住宅は、月額上限10,000円） 他
	美咲町定住促進住宅新築等補助金	町内定住者を促進とともに地場企業の育成を図り、魅力と活力ある町づくりを進めることを目的として、町が分譲する住宅団地を購入し住宅を新築する又は新築されたものを購入した者に対し補助金を交付 ○ 対象者 町内に自己が所有するために延床面積66平方メートル以上280平方メートル以下の住宅を新築し、その物件に係る固定資産税（当該年分）を完納した者	1 町が分譲する住宅団地を購入し住宅を新築する又は新築されたものを購入した者にあっては、土地及び住宅を対象とし、町内の建築業者又は木材業者を主として利用し、住宅を建築した場合にあっては、固定資産税相当額、その他にあっては固定資産税相当額の2分の1に相当する額 2 住宅団地以外の土地に住宅を新築する又は新築されたものを購入した者にあっては住宅のみを対象とし、その額は、前項による 住宅
吉備中央町	夢のある町定住奨励金	吉備中央町への定住を促進し、町の担い手を確保することで、豊かで活力のある町づくりに寄与することを目的に奨励金を交付 ○ 対象者 自らが居住するための住宅を取得した者で、最初に固定資産税が賦課された年の1月1日現在50歳以下、対象住宅は延床面積が50平方メートル以上であること	・ 住宅取得奨励金 対象住宅の固定資産税相当額（上限10万円/年、対象住宅が岡山県及び町が販売する吉備高原都市又はハートフルタウンの分譲地にある場合は上限12万円/年） 最初に固定資産税が賦課された年を含め5年間 住宅
		吉備中央町への定住を促進し、町の担い手を確保することで、豊かで活力のある町づくりに寄与することを目的に奨励金を交付 ○ 対象者 町外からU I ターンにより、町内又は通勤可能な町外の事業所等に就業し、申請年度の4月1日現在において50歳以下であること	・ U I ターン奨励金 U ターン：5万円 I ターン：5万円 申請期限は、転入後2年間 転勤等による一時的な転入や婚姻等による転入は対象外 移住定住